

三朝町こども計画

第3期三朝町子ども・子育て支援事業計画



「こどもの笑顔は“三朝町”の宝」

～つながろう つなごう みささっ子の輝く未来へ～

令和7年3月
鳥取県三朝町

計画の中の「こども」と「子ども」の表記の違いについて

こども基本法の制定や、こども家庭庁が創設される中で、こども基本法の基本理念を踏まえて、ひらがな標記の「こども」が推奨されています。

しかし、「子ども・子育て支援法」のように、法令に基づいて用いるような場合は、従来どおり「子ども」を用いることとなっています。

このことを踏まえ、本計画中は下記のとおりとします。

- ・「こども」・・・一般的な文書として使われるもの
- ・「子ども」・・・子ども・子育て支援法など法令に基づくもの

計画の中の「こども」と「子ども」の表記の違いについて

こども基本法の制定や、こども家庭庁が創設される中で、こども基本法の基本理念を踏まえて、ひらがな標記の「こども」が推奨されています。

しかし、「子ども・子育て支援法」のように、法令に基づいて用いるような場合は、従来どおり「子ども」を用いることとなっています。

このことを踏まえ、本計画中は下記のとおりとします。

- ・「こども」・・・一般的な文書として使われるもの
- ・「子ども」・・・子ども・子育て支援法など法令に基づくもの



はじめに

近年の我が国のこどもを取り巻く情勢については、出生数や合計特殊出生率が過去最も低い水準に達し、急速な少子化、人口減少に歯止めがかからない状況の中、次元の異なる少子化対策が推進されています。

三朝町では、「笑顔いっぱい子育て支援のまち」宣言を行った平成27年から、10年が経過しました。少子化は、本町においても深刻な状況ですが、子育て支援施策の軸足を「質の向上」に置き、希望するすべての人が自身の思い描く結婚をし、安心して妊娠、出産、育児ができるよう、また、次代を担うこども達が健やかに育ち、夢や希望をかなえられるよう、笑顔あふれる子育てを推進していきたいと考えています。

この度、令和7年から令和11年までの5年間を計画年とする「三朝町こども計画」及び「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画の基本理念として、「子どもの笑顔は“三朝町の宝”～つながろう つなごう みさきっ子の輝く未来へ～」を掲げ、人と人とのつながりや、切れることのない関わりのリレーを大切にしていくことを計画の柱にしています。

本計画を実現していくためには、家庭や地域、職場の方々の参画がより一層重要になります。小さい町の強みを生かしながら、こどもに係るすべての人が一丸となり、こどもや子育て世代を支え応援していけるよう、引き続き皆様の御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、御尽力いただきました三朝町子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査等により貴重な御意見をいただきました多くの方々に、心より感謝申し上げます。

令和7年3月

三朝町長 松浦弘幸

目次

第1章 計画策定にあたって	
1 計画策定の背景（国の主な動き）	
・ こども基本法に基づく「こども計画」策定	P 1
・ 国の3大大綱と「こども大綱」「市町村こども計画」との関係	P 2
・ こども家庭庁の創設	
2 三朝町こども計画、第3期子ども・子育て支援事業計画とは	
（1）計画の位置づけ	P 3
（2）計画の期間	P 4
（3）計画の対象	P 5
第2章 計画の基本的な方針	
1 基本理念	P 6
2 基本施策	
（1）施策の目標	P 8
（2）施策の体系	P 9

三朝町こども計画	
第3章 三朝町こども計画の推進	
1 施策に係る現状・課題、取組の方向性	
（1）こどもが育つ環境の整備	P 10
（2）切れ目のない子育て支援	P 12
（3）地域ぐるみでの子育て支援	P 14
（4）親子の健康管理に関する支援	P 16

第3期三朝町子ども・子育て支援事業計画	
第4章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況	
1 こどもや若者をめぐる状況、人口推移やニーズの見通し	
（1）人口推移	P 18
（2）人口推計	P 22
（3）ニーズの見通し、本町の保育所の状況	P 27
第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の内容」	
1 教育・保育の提供区域の設定	P 28
2 幼児期の学校教育・保育	P 29
（1）前提となる事項	P 29
（2）提供体制の確保の内容及び実施時期	P 30

3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保内容、実施時期	
(1)	利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）	P 32
(2)	時間外保育事業（延長保育事業）	
(3)	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブなど）	P 33
(4)	子育て短期支援事業	P 34
(5)	乳児家庭全戸訪問事業	
(6)	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による 要保護児童等に対する支援に資する事業乳児家庭全戸訪問事業	P 35
(7)	地域子育て支援拠点事業	
(8)	一時預かり事業	P 36
(9)	休日保育（休日一時預かり）事業	
(10)	病児・病後児保育事業	P 37
(11)	ファミリー・サポート・センター事業	
(12)	妊婦健康診査事業	P 38
(13)	妊婦等包括相談支援事業	
(14)	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	P 39
(15)	産後ケア事業（母子生活支援事業）	
(16)	その他の事業	P 40
4	幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保について	
(1)	質の高い教育・保育の推進	P 41
(2)	子ども・子育て支援事業の推進	
(3)	認定こども園・保育所と小学校等との円滑な接続の推進	
5	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	P 42
6	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	
7	こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する鳥取県との連携	
8	こどもの貧困に対する支援	
9	保護者等の職業と家庭の両立のための雇用環境の整備に関する施策と連携	
10	国際化の進展に伴う幼児への支援・配慮	

第6章 計画の展開方法		
1	関係機関との連携	P 43
2	計画の点検・評価	
3	こどもの意見反映	
第7章 参考資料		
1	本町の子ども・子育て支援事業の実績	P 44
2	三朝町子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査結果（概要）	P 54
3	三朝町子ども・子育て会議条例	P 58
4	子ども・子育て会議委員名簿、会議の開催状況	P 60
5	参考文献	P 62

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

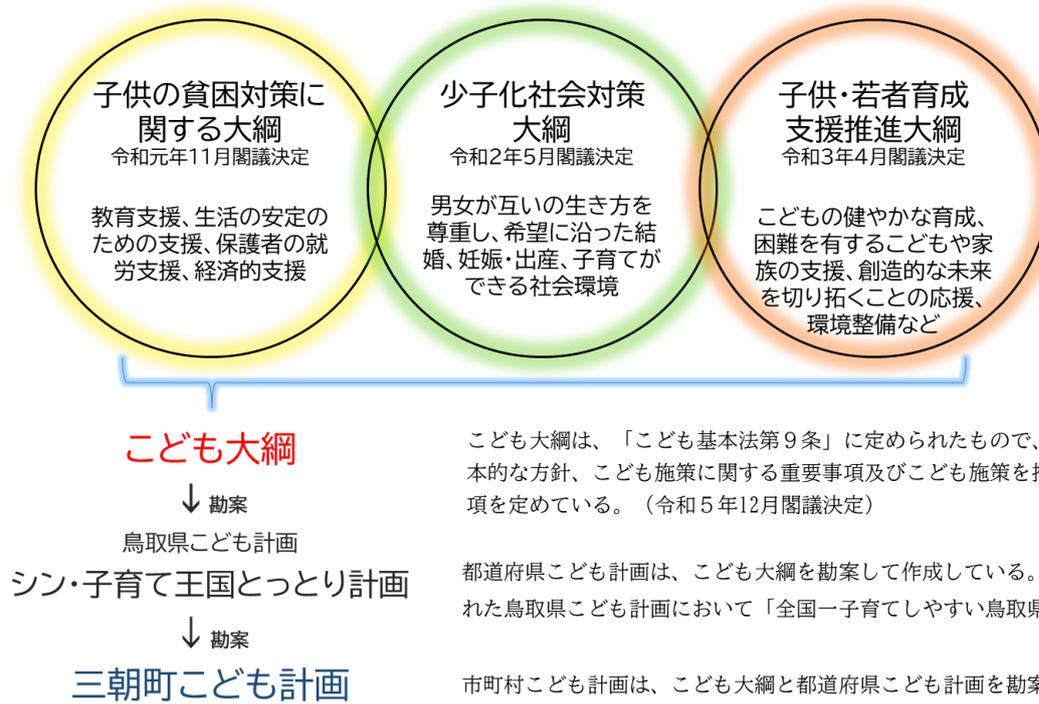
1 計画策定の背景(国の主な動き)

こども基本法に基づく「こども計画」の策定

こども施策に関する基本理念を定め、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進することを目的として「こども基本法」が令和4年6月に公布、令和5年4月に施行されました。

こども基本法	
第3条 基本理念	第10条 こども計画の策定
<ul style="list-style-type: none">○ 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないこと。○ 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること。○ 全てのこどもについて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表す機会と多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。○ 全てのこどもについて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること。	<ul style="list-style-type: none">○ 都道府県は「こども大綱」を勘案し「都道府県こども計画」を定めるよう努める。○ 市町村は「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案し、「市町村こども計画」を定めるよう努める。○ こども計画は、国の既存の大綱（子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱）に基づく市町村計画である「子ども・若者計画」、「こどもの貧困対策に関する計画」その他のこども施策に関する計画（「子ども・子育て支援事業計画」など）と一体的に作成することができる。

国の3大大綱と「こども大綱」「市町村こども計画」との関係



こども家庭庁の創設

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、強力に進めていくため、令和5年4月にこども家庭庁が創設されました。

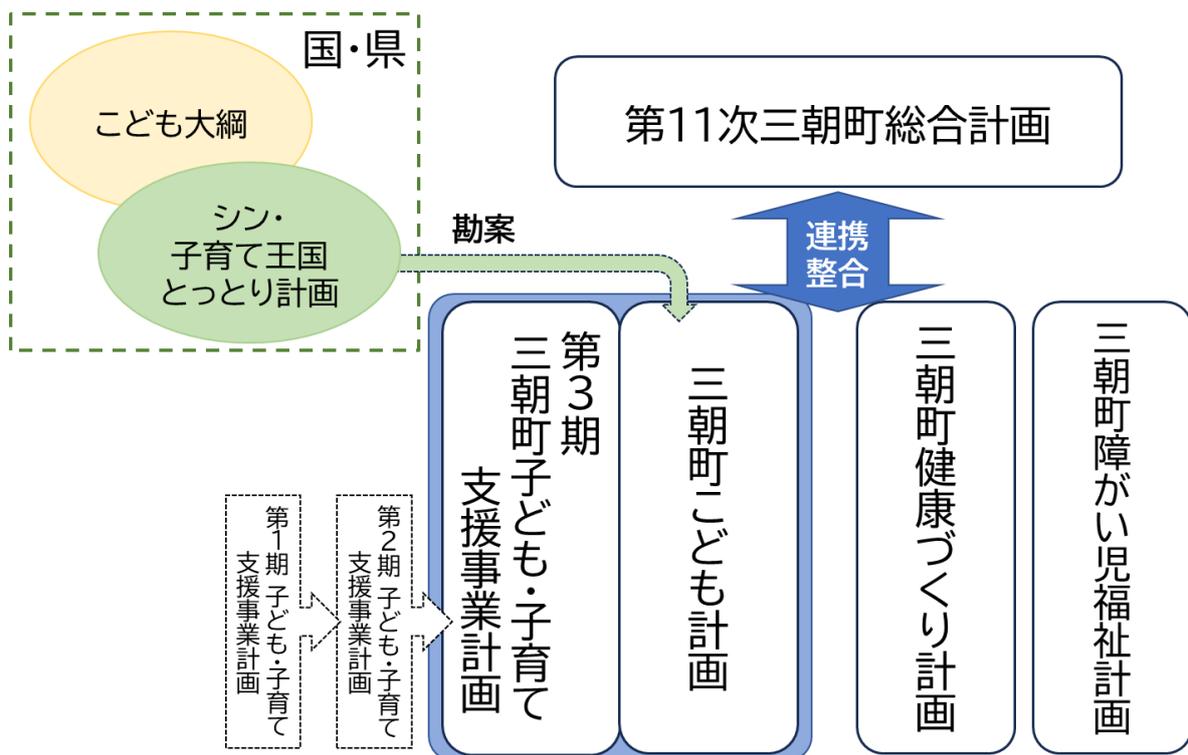
こども家庭庁はこども施策の司令塔となり、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利の保障や、誰一人取り残さず健やかに成長するよう、福祉行政を一元的に担うこととなっています。

2 三朝町こども計画

第3期三朝町子ども・子育て支援事業計画とは

(1) 計画の位置づけ

- ・国が策定を推進する「市町村こども計画」と、現行計画である「三朝町子ども・子育て支援事業計画」を一体化した計画とします。そのため、国のこども基本法やこども大綱、「シン・子育て王国とっとり計画」を勘案するとともに、「第2期三朝町子ども・子育て支援事業計画」の評価や、町内で子育て中の親の保育・子育てニーズを踏まえ策定します。
- ・さらに、町政の基本的な方針と施策を示す「第11次三朝町総合計画」を上位計画として、こどもと若者の健やかな成長を推進し、安心して子育てできる環境を整えるための計画となります。
- ・その他、障がい児への支援を推進する「三朝町障がい児福祉計画」や、妊娠期・乳幼児期からの心身の健康づくりを推進する「三朝町健康づくり計画」との調和を図ります。



(2) 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。

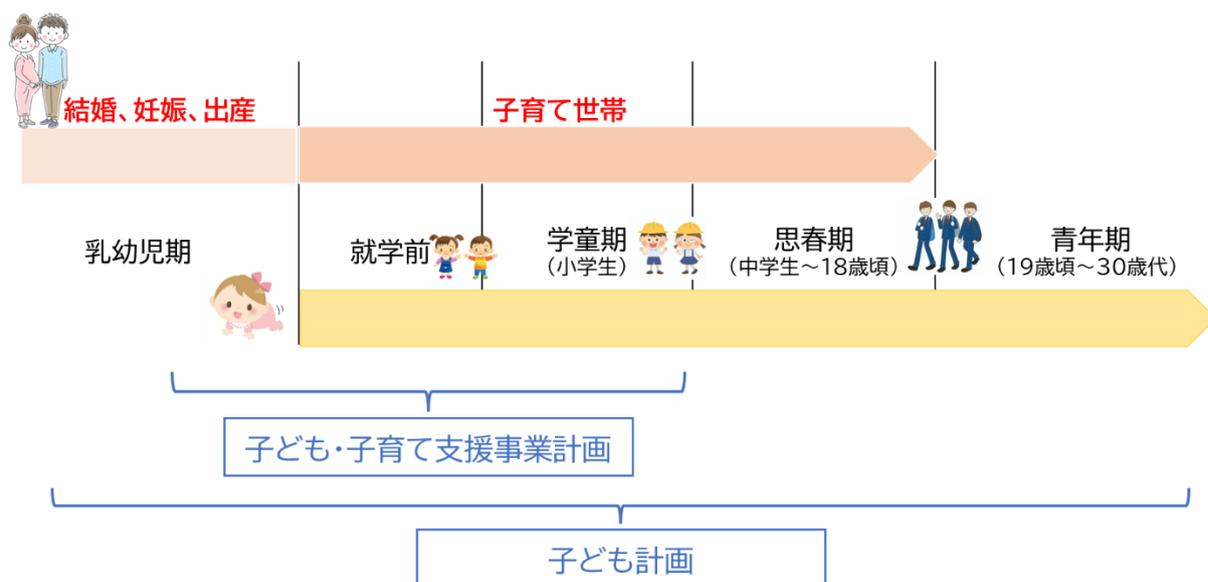
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
国	こども基本法・こども大綱						
県	シン・子育て王国とっとり計画(R6.3~)					次期計画	
三朝町	第2期 子ども・子育て 支援事業計画	三朝町こども計画、第3期子ども・子育て支援事業計画					次期計画
				★中間評価		★最終評価 見直し	
	第11次 町総合計画				第12次 町総合計画		

※社会状況の変化や関連制度・法令の改正等により、必要に応じて見直しを行います。

(3) 計画の対象

こどもの誕生前から乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て大人になるまでを「子育て」と捉え、18歳や20歳という特定の年齢で途切れることなく、自分らしく円滑な社会生活を送ることができるようになるまでとします。

また、こどもとその家庭、保育園・こども園、学校、地域、行政がともに、子育てしやすい町づくりに向かっていくよう、町全体の取組を考えていきます。



第2章 計画の基本的な方針

第2章 計画の基本的な方針

1 基本理念

三朝町のこども計画、第3期子ども・子育て支援事業計画を推進するにあたり、三朝町が目指すべき方向性として、平成27年7月の「笑顔いっぱい子育て支援のまち宣言」に掲げる“子育てをするなら三朝町でと言われるまちづくり”を柱に、本計画の基本理念は下記のとおりとします。

「こどもの笑顔は“三朝町”の宝」 ～つながろう つなごう みささっ子の輝く未来へ～

「こどもの笑顔があふれるまちは、みんなが幸せなまちである」という思いから、こどもの笑顔を三朝の宝と考えます。こどもたち一人ひとりが健やかで幸せに、夢や希望を叶えるため、何でものびのびとチャレンジできるよう、地域全体でこどもの成長を支えていきます。

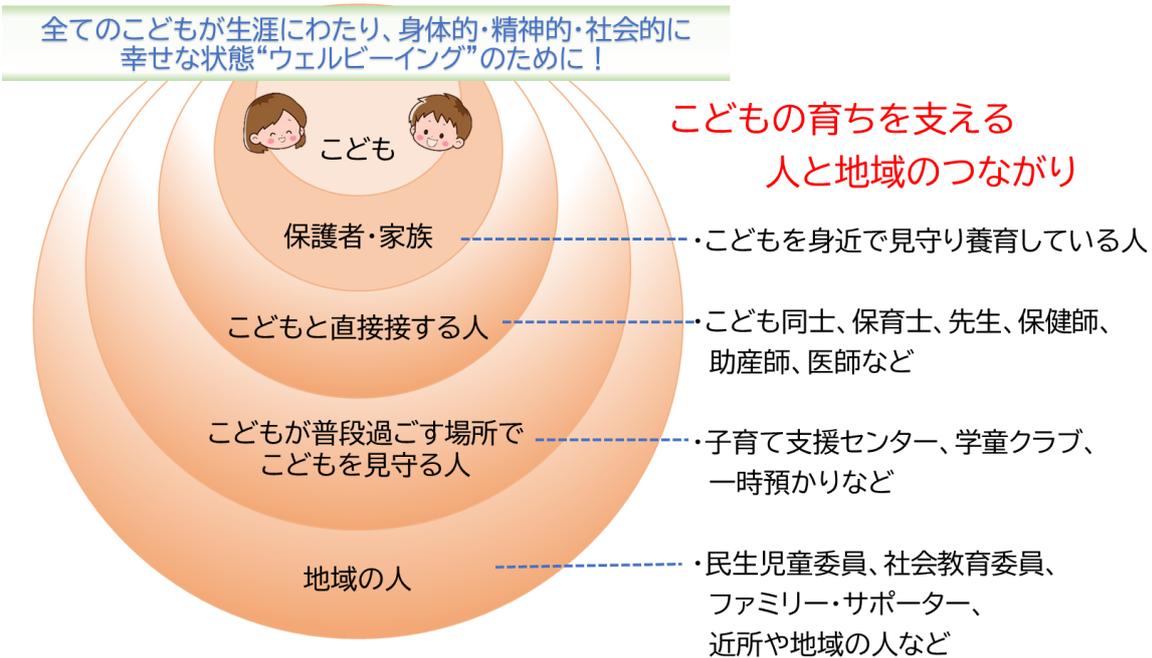
三朝町には、小さい町ならではの「温かいつながり」があります。たとえ誰かが困難な状況に陥ったり孤立しそうになっても、そして、こどもから若者へ人生のステージが進んでいく中でも、いつも誰か、そっと助けになってくれる人がいる町であるよう願います。

人と人のつながりと、切れることのない関わりのリレーにより、こどもの輝く未来づくりへ、みんなで一丸となって向かっていくことを目指します。



■サブテーマ「つながろう つなごう」のイメージ

つながろう つながり大切に、子育てしやすいまちづくりを推進



※こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」参照

つなごう ライフステージ全体を通して切れ目なく

	妊娠・ 出産期	乳幼児期～ 就学前	学童期	思春期	青年期～	
保健事業	母子保健		学校保健		成人保健	
児童福祉		児童福祉				
障がい福祉		障がい児福祉			障がい福祉	
保育・教育		保育園・幼稚園	小学校	中学校	高校	大学・社会人

ライフステージが変わる時も、担当分野が違ってても、
支援が途切れないように



支援をつなぐために

保健事業	・妊娠期から成人に至るまでの包括的サポート(一人ひとりの成育歴などがわかる「カルテ」なども)
福祉事業	・専門職と事務職の連携 ・適宜、必要な家庭へプッシュ型でサービスを提供
保育・教育	・情報連携(幼保小連携アドバイザー、スクールカウンセラーなど) ・日頃身近に接する保育士・教諭が、こどもが抱える様々な問題に気づく
地域・関係団体	・地域の見守り(民生児童委員、社会教育事業など) ・居場所づくりの検討(学校以外の受け皿など)
全体	・いつでも安心して相談できる相談窓口と、連携体制の構築

2 基本施策

(1) 施策の目標

次の4つの施策を重点施策として位置づけ、施策目標を立てて計画の推進を図ります。

(1) こどもが育つ環境の整備

- ・親子の愛着形成を大切に、子育ての基盤づくりを応援します
- ・豊かな遊びと体験を通して生きる力を育てる保育・教育をすすめます

(2) 切れ目のない子育て支援

- ・ライフステージ全体を通して、こどもを取り巻く様々な問題を解決に導く体制づくりに努めます

(3) 地域ぐるみの子育て支援

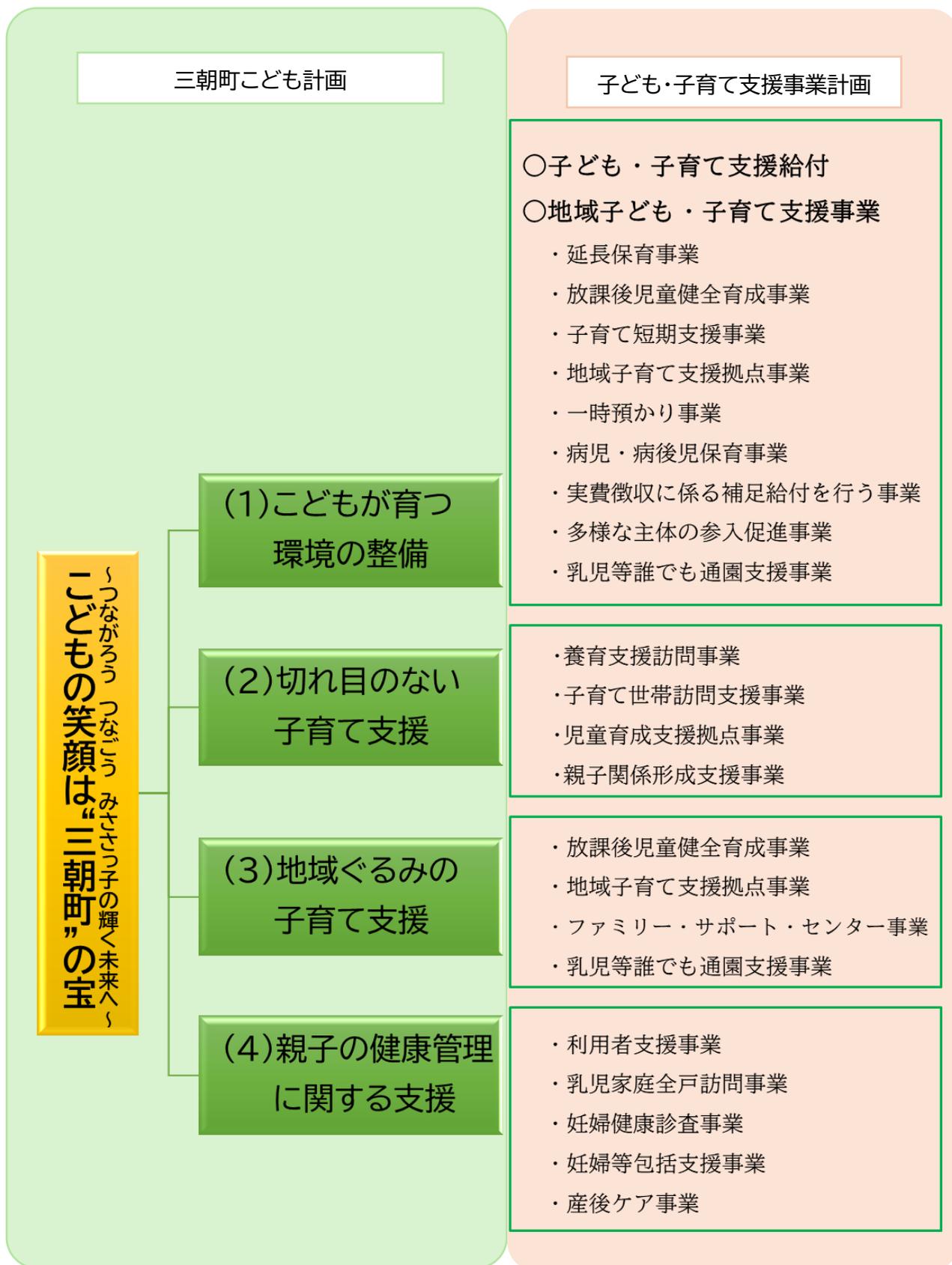
- ・人や地域のつながりにより、誰一人孤立させず、あたたかく見守り、サポートします

(4) 親子の健康管理に関する支援

- ・妊娠期から、男女問わず気軽に身近に相談できる体制づくりと産後ケアを推進し、親子が共に健康的に暮らせる基礎づくりに努めます

(2) 施策の体系

三朝町こども計画と、第3期三朝町子ども・子育て支援事業計画の体系は下記のとおりです。



三朝町こども計画

国の「こども大綱」、鳥取県の「シン・子育て王国とっとり計画」を勘案し、さらに本町の実態を考慮して、こども・子育て全体に係る計画を策定しました。

小さな町“三朝町”ならではの“地域のつながり”をより一層大切に、こどもや若者が健やかに成長できるよう、「こどもまんなかまちづくり」を目指していく基本となる計画です。



第3章 三朝町こども計画の推進

第3章 三朝町こども計画の推進

1 施策に係る現状・課題、取組の方向性

(1) こどもが育つ環境の整備

- ・親子の愛着形成を大切に、子育ての基盤づくりを応援
- ・豊かな遊びと体験を通して生きる力を育てる保育・教育

【現状・課題】

- ・妊娠・出産期からの安定した愛着の形成や、貧困の解消を図り、良好な成育環境を整える必要があります。
- ・育児に困難さを抱える親子や児童虐待の背景には、愛着形成が十分に行われないこと、こども自身が持つ障がいや育てにくさ、未婚やひとり親を含む単身世帯などの経済的・精神的ゆとりがないことが伺えます。
- ・時代背景の中で、外遊びの時間が減り、こどもの直接体験が不足する傾向にあります。そのため、様々な体験を通して個々が得意なことを見つけ、学びを培い、発揮し、こどもの自己肯定感や自己有用感を高められるような環境づくりに努める必要があります。
- ・5歳児から小学校1年生までを「架け橋期」として、幼児教育と小学校教育の円滑な接続ができるよう、連続性と一貫性を大切に、環境整備を行う必要があります。
- ・町内の保育所・こども園では、豊かな感性の育ちと主体的な学びのための活動を推進しており、さらなる充実が期待されています（自然体験、歩育、食育、論語、英語など）。また、NPOや地域の協力により、保育・教育において三朝町の豊かな自然に触れる体験が定着し、音楽をはじめとするアートや読書に身近に触れる機会が充実してきています。
- ・現在、保育所・こども園、放課後学童クラブにおける待機児童はいません。また、地域における子育て支援のサービスも充足しており、就業中の親が安心してこどもを預けられる環境が整っています。
- ・町内の小学生の親を対象にした調査では、「放課後を学童クラブで過ごさせたい」、「長期休暇中に利用したい」というニーズが高くなっています。全国的には、放課後を利用したアフタースクール（様々な体験や学びができる場）の取組が広がる動きがあり、本町においても放課後の過ごし方の充実に向けた検討が必要です。
- ・以前から、町内の身近な場所に、雨の日でも遊べる全天候型の公園の整備を望む声が多く寄せられており、検討を開始しています。

【取組の方向性】

乳幼児の育ちには、安心と挑戦の循環により、ウェルビーイング(※)を高めることが大切

- ・ はじめの 100 か月の育ちビジョンの推進
 - 愛着による安心の土台づくり
 - 豊かな遊びと体験による外の世界への挑戦
- ・ 架け橋期の支援体制整備
- ・ 貧困解消のための支援の充実
- ・ 子育て中の親の生活基盤の安定とゆとりをつくるサービスの向上
 - (各種手当、地域子育て支援事業、相談体制、負担を軽減するための様々な取組)
- ・ 保育の受入体制の確保、多様な子育てニーズに対応
- ・ のびのびと遊び、安全、安心に過ごすための幼児教育・保育施設の整備
 - (遊具の整備、防犯、事故防止対策)
- ・ 特色ある保育の実施
- ・ 放課後学童クラブの充実、こどもの居場所づくり、多様な学びの機会の確保
- ・ NPO や地域協議会との連携による自然体験の推進
- ・ 子育て支援施設の充実 (こども公園・屋内の遊び場を複数箇所整備、気軽に立ち寄れる図書館・美術館など)



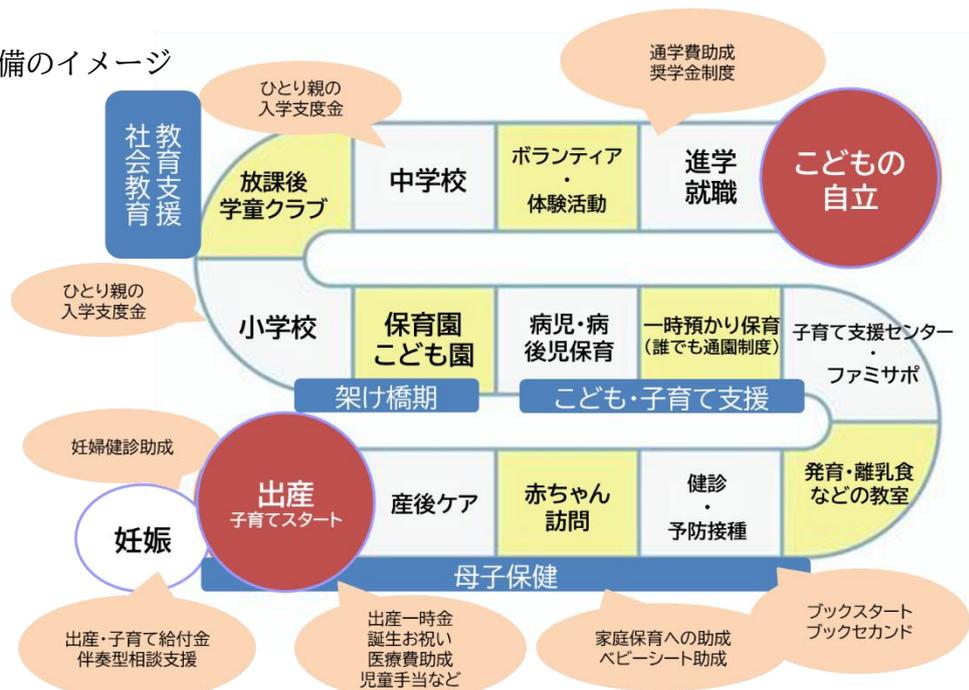
豊かな遊びと体験

様々な人や自然・絵本などの環境と出会い、興味・関心に 応じた「遊びと体験」をすることで、外の世界へ「挑戦」

アタッチメント(愛着)

こどもが不安なときなどに身近な大人が寄り添うことや、安心感をもたらし経験を繰り返すことが、「安心」という土台を築く

■子育ての環境整備のイメージ



※身体的、精神的、社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など、将来にわたる持続的な幸福を含むもの。

(2) 切れ目のない子育て支援

- ・ライフステージ全体を通して、こどもを取り巻く様々な問題の解決に導く体制づくり

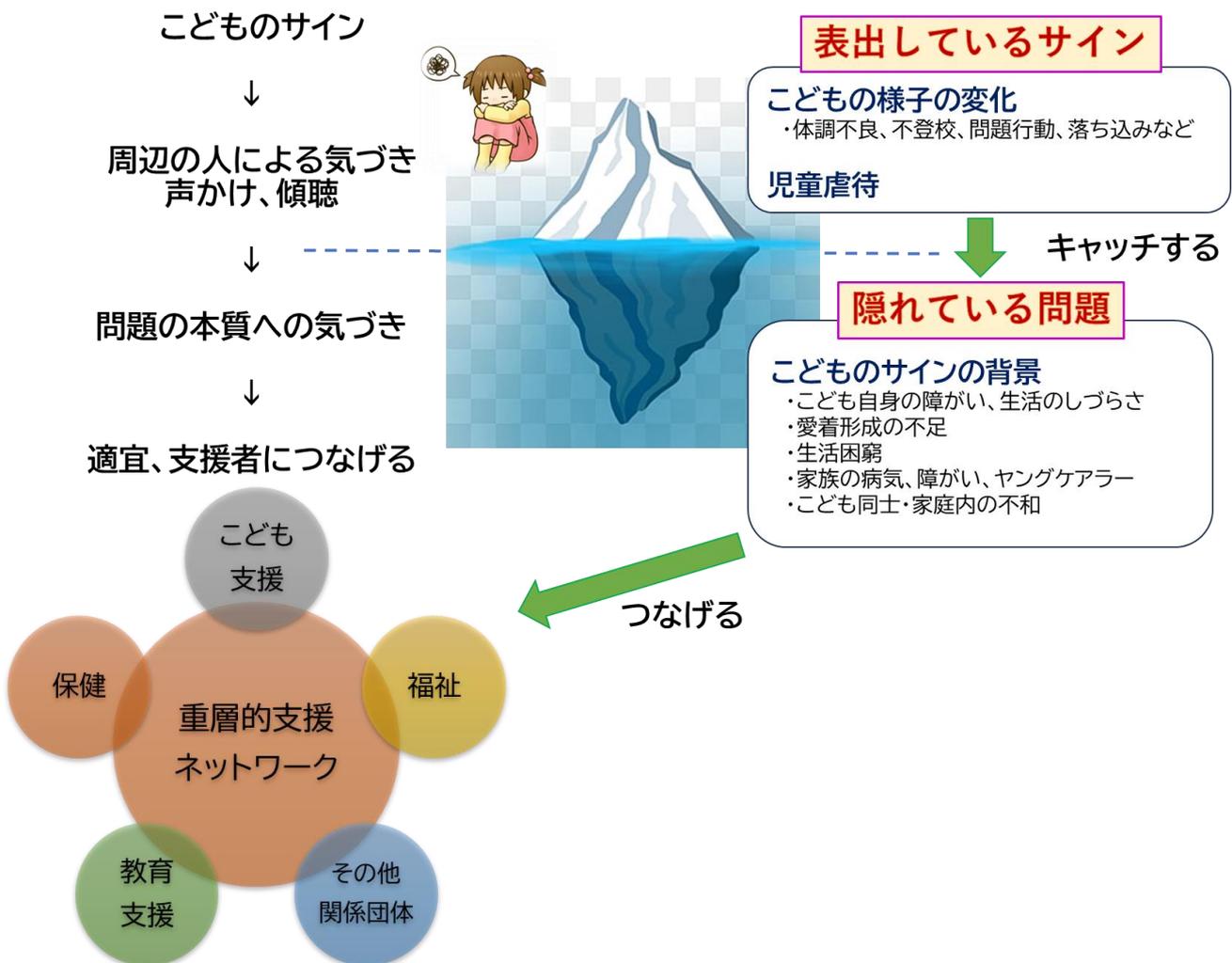
【現状・課題】

- ・それぞれのライフステージ別に特有の課題があり、妊娠期からの関わりや出産後の母子保健そしてこどもの成長と共に、子育て支援、教育支援へとニーズは変わりますが、その支援に切れ目がないようにすることが大切です。
- ・18歳以降は直接的な支援は減りますが、進学・就職へ進む中で、精神的・経済的な不安定さは続きますので、情緒面でのサポート等について、支援者が理解しておく必要があります。
- ・ライフステージ全体を通して必要な支援もあり、こどもを含む家族の暮らしを守るためには、健康事業や福祉事業なども関わり、相談先や支援者は適時変わります。
- ・こどもの問題行動、不登校や、児童虐待などの表出する問題の背景には、障がい児（者）、生活困窮、病気、ヤング・若者ケアラー、愛着形成の不足の問題などがあり、複雑に絡み合っていることがあります。
- ・こども・若者や子育て当事者の課題は、明確に線引きできるものではなく、生きづらさや子育てのしにくさを誰しも多かれ少なかれ感じています。また、言葉にして相談できないこともあります。
- ・日々、こどもや親に接するのは、保育士、教職員、保健師、放課後学童クラブや子育て支援センターの職員などで、話を聞いたり、気にかけてり、様子の変化に気付くことができる人です。こどもや親の話を傾聴し、時にプライバシーの保護に注意しながら、担当課や専門機関へつなぐことが必要です。
- ・悩んだり、困ったり、情報を知りたいときに、相談先を知っておくことは、大きな安心につながります。誰でも目にとまるよう、相談先の情報を発信する必要があります。

【取組の方向性】

- ・重層的支援の推進（保健、子育て、福祉、教育のネットワーク）
- ・園小中の連携、外部団体を含む関係機関との連携体制の充実
- ・親子に身近で接する人の気づきの促進
- ・SNS などによる子育て情報の発信
- ・相談窓口の周知、訪問による支援

■様々な問題を解決するイメージ



(3) 地域ぐるみの子育て支援

- ・人や地域のつながりにより、誰一人孤立させず、あたたかく見守る

【現状・課題】

- ・町内においては、令和4年から「三朝町子育て12か条」を掲げ、地域ぐるみで子育ての機運を醸成する取り組みを行っています。しかし、それぞれの立場で、自分事として考えるまでは浸透していないようです。
- ・地域子育て支援センターは、親同士の仲間づくりや、子育て経験者から話を聞くことができる場です。また、ファミリー・サポートは、会員制により安心して子どもを預けながら用事をすませることができる、支え合いによる子育て支援です。
- ・地域においては、子ども（親子）と住民の間で、お互いに声をかけにくい様子が伺えます。普段のあいさつや地域行事などを通して、顔見知りになっておくことが、自然体での見守りサポートになります。
- ・放課後や休日のこどもの生活は忙しくなり、また、コロナ禍の経験や少子化により、子ども会活動が減ったり、地域の行事に参加しにくい傾向にあります。子どもや若者が地域とつながるきっかけづくりが大切です。（子どもや若者が教えるスマホ教室、eスポーツ大会など）
- ・地域の顔つなぎのため、民生児童委員によるブックセカンド事業（1歳頃に、絵本のプレゼントを持参し訪問）や、声かけを行っています。
- ・子どもや子育て当事者の課題は、明確に線引きできるものばかりではなく、生きづらさや子育てのしにくさを誰しも多かれ少なかれ感じています。また、言葉にして相談できない人への理解も必要であり、プッシュ型支援、アウトリーチ支援も必要です。
- ・乳幼児期は、保健師や保育士など身近に相談しやすい環境がありますが、成長と共に、子どもが中学・高校を卒業するまで関わりの続く保護者同士の関係づくりも大切です。
- ・子どもや若者の意見反映は、自分たちのことを承認してもらっているという安心感や自信を与え、主体性の育ちにつながります。しかし現状は、意見を言える機会や、意見が施策に反映されフィードバックされることが十分ではありません。子どもや若者の意見を引き出し、その意見で周辺が変わったという積み上げにより、意見表明の好循環をつくる必要があります。

【取組の方向性】

- ・ 地域ぐるみで取り組む子育ての機運醸成
（三朝町子育て 12 か条の推進）
- ・ 地域における子ども・子育て支援事業の充実
- ・ 地域の中のこどもの居場所づくり
- ・ 地域の相談者、緩やかな見守り体制（民生児童委員など）
- ・ 保護者会、PTA のつながりの醸成
- ・ こどもの意見表明の機会の充実



(4) 親子の健康管理に関する支援

- ・ 妊娠期から男女問わず気軽に身近に相談できる体制づくりと産後ケアを推進し、親子が共に健康的に暮らせる基礎づくり

【現状・課題】

- ・ 妊娠中や出産後に不安や悩みを抱き、孤独感を感じている妊産婦の心身の負担を軽減し、子育ての円滑なスタートを支援するために、国、県及び市町村で産前・産後ケアや相談事業の充実に取り組んでいます。
- ・ 産後の身体の変化や不調を回復するために、理学療法士による産後ケア健診を行っています。身体面のケアは、精神面のケアにもつながっています。
- ・ 自分達が思い描く妊娠・出産のためには、男女問わず早い段階から、自らの発達の程度に応じた性に関する正しい知識を得て、必要な時には相談やセルフケアを行うなどの自分に合ったサポートを受けられるようにするため、教育や保健・医療の関係機関が連携し、普及・啓発に取り組むことが大切です。また、性情報への対処や、互いに尊重し合う人間関係をつくること、女性のやせや出産年齢の高齢化と出産リスクの関連など、様々な観点から正しい知識を伝えていく必要があります。
- ・ 不妊治療には相当の経済的・精神的負担がかかりますが、相談窓口の周知や、治療費の助成によるサポートを行っていく必要があります。
- ・ こどもの生活習慣では、本町の朝食の摂食率は全国・県平均より高い状況です。しかし、以前より就寝時刻が遅くなっており、朝さわやかに起きられなく食欲がないというような悪影響が見られます。また、小中学生で、肥満者の増加が見られますので、こどもの頃からの良い生活習慣の確立が大切です。
- ・ 小・中学校では、若い頃からの健康管理や検診受診の定着をねらい、保健体育や食育授業のほか、命を大切にする学習、がん教育、禁煙講演会などの予防活動を行っています。
- ・ 全国的に共働き世帯が増加し、結婚・出産後も仕事を続けたい人が増えています。男性の育児休業の取得が当たり前となり、男女共に仕事と家庭を両立しやすい環境づくりが進むよう、社会全体で共働き・共育てを推進していくことが大切です。

【取組の方向性】

- ・ 妊娠期からこどもが成長するまでの包括的相談支援
（こども家庭センターの設置を含む）
- ・ 産前・産後ケアの充実
- ・ 男女ともに、性や妊娠・出産についての学習の場の提供
- ・ 妊娠を希望する人への相談支援、不妊治療の助成の充実
- ・ こども、若者の健康づくり
（良い生活習慣確立のための取組、健康教育、検診推進など）
- ・ 男性の育児休業取得の推進、共働き・共育ての推進
- ・ 初めて親になる人などへの学習の場の提供
（個別支援、子育て教室など）



第3期

三朝町子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づき、「学校教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の円滑な実施に関する計画です。

三朝町の出生数や人口推計の変化、子育て中の親のニーズ等から、必要なサービスの量を見込み、提供体制の確保を目指します。



第4章 こども・若者や子育て家庭を 取り巻く状況

第4章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

1 こどもや若者をめぐる状況、人口推移やニーズの見通し

(1) 人口推移

総人口に占めるこどもの人口推移

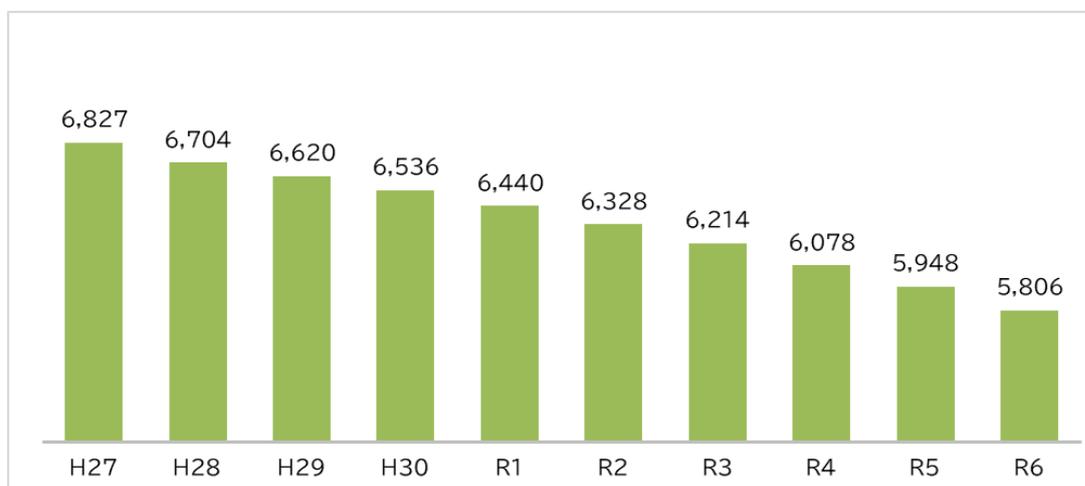
本町の総人口は、10年前の平成27年と比べて約1,000人減少し、令和6年4月現在で5,806人となっています。この10年間の減少率の変化を見ると、平均1.8%ずつ減っています。

また、0歳から11歳のこどもの人口は、平成27年の638人から409人と36%減少し、総人口に占めるこどもの人口の割合は、9.3%から7.0%へ減少が続いています。

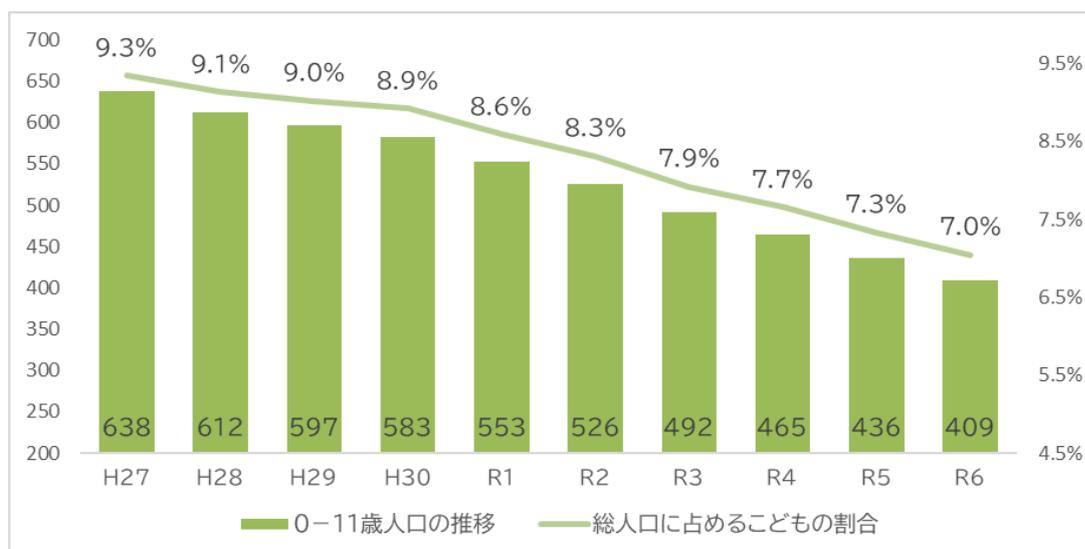
(資料：三朝町住民基本台帳)

■本町の総人口の推移（各年4月1日現在）

単位：人



■0-11歳人口の推移と総人口に占めるこどもの割合（各年4月1日現在）



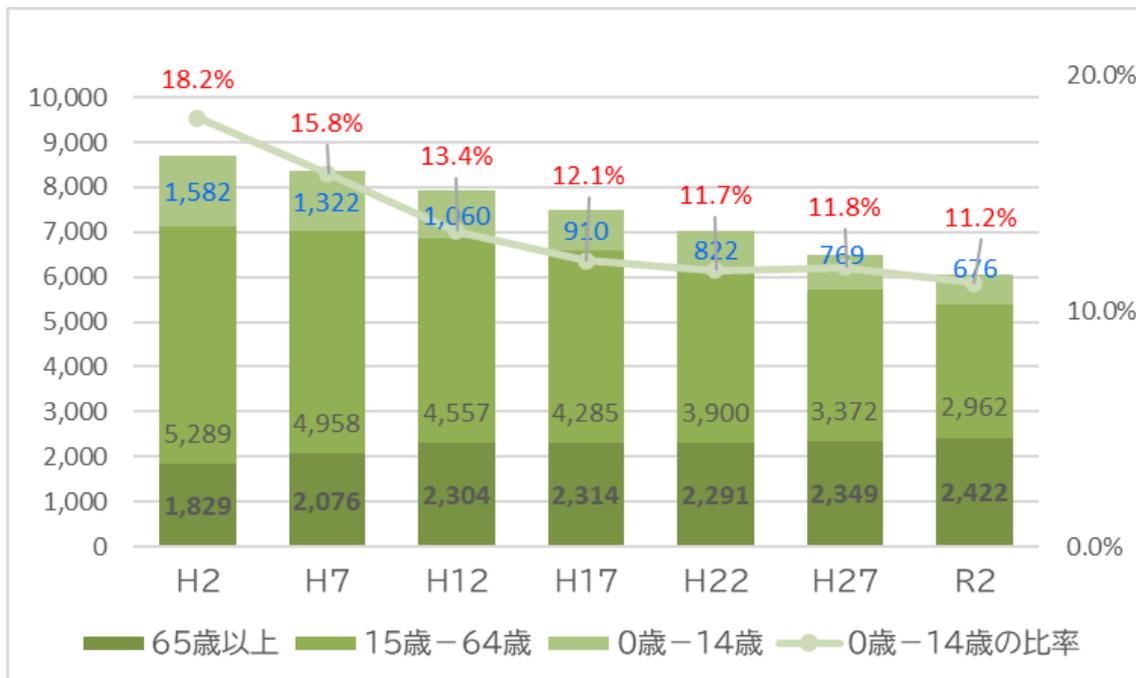
平成2年から令和2年までの国勢調査の人口推移をみると、平成2年の総人口は、8,700人でしたが、30年後の令和2年には、6,060人と約2,600人減少し、約7割になっています。

総人口を3つの階層に分けて人口比率をみると、65歳以上の人口比率は、平成2年が21.0%だったのに対して令和2年には40.0%と約2倍に増加し、15歳から64歳の人口比率は、60.8%が48.9%に、0歳から14歳の人口比率は18.2%が11.2%にそれぞれ減少しています。

(資料：国勢調査)

■本町の人口構成の推移

単位：人



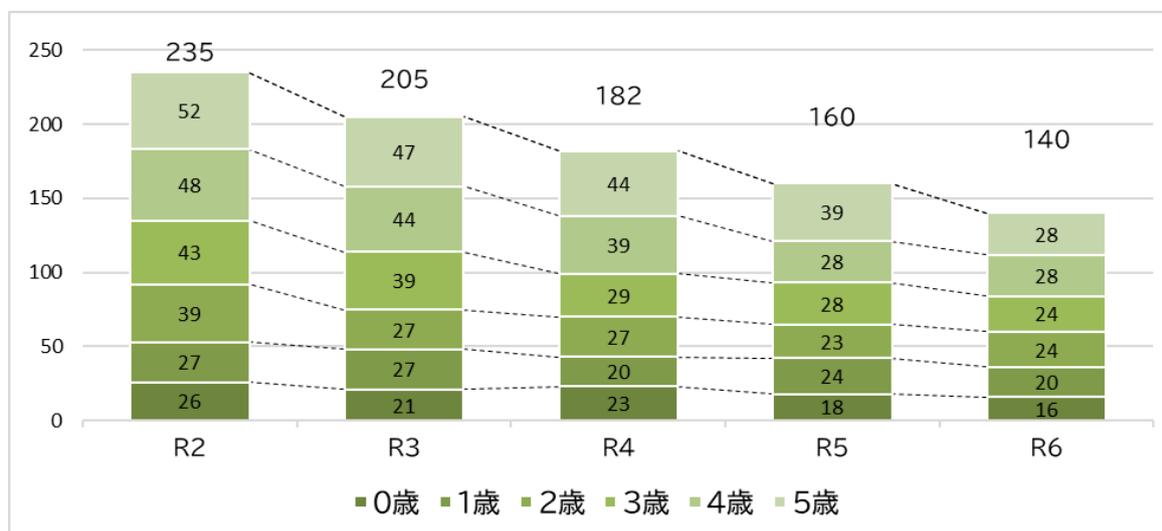
0 - 5歳の年齢階級別人口推移

0歳から5歳の年齢階級別人口推移をみると、どの階級においても減少傾向となっています。

(資料：三朝町住民基本台帳)

0 - 5歳の人口の推移 (各年4月1日現在)

単位：人



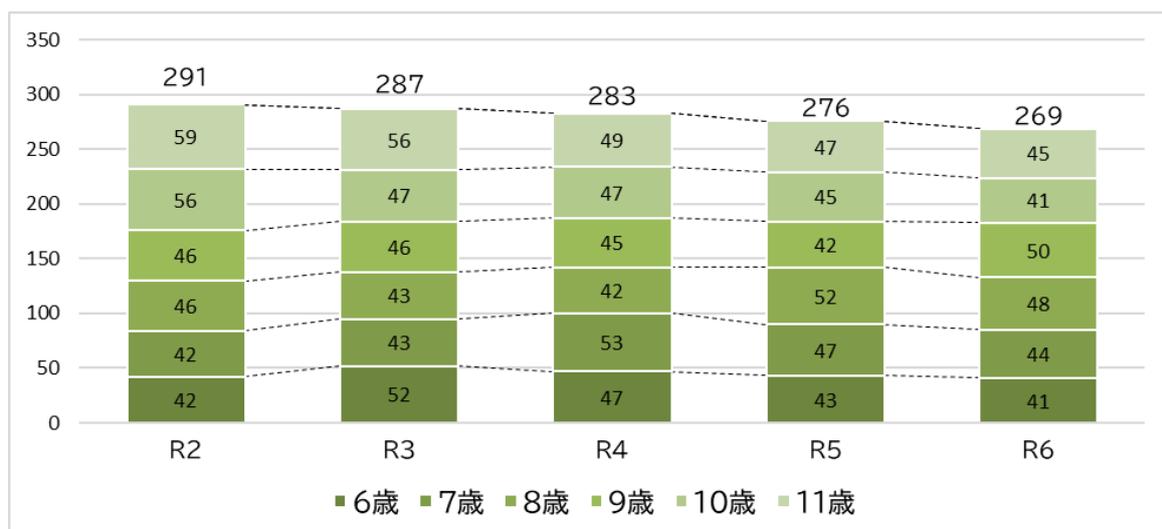
6 - 11歳の年齢階級別人口推移

6歳から11歳の年齢階級別人口推移も、0歳から5歳の推移と同様にどの階級においても減少傾向となっています。

(資料：三朝町住民基本台帳)

6 - 11歳の人口の推移 (各年4月1日現在)

単位：人



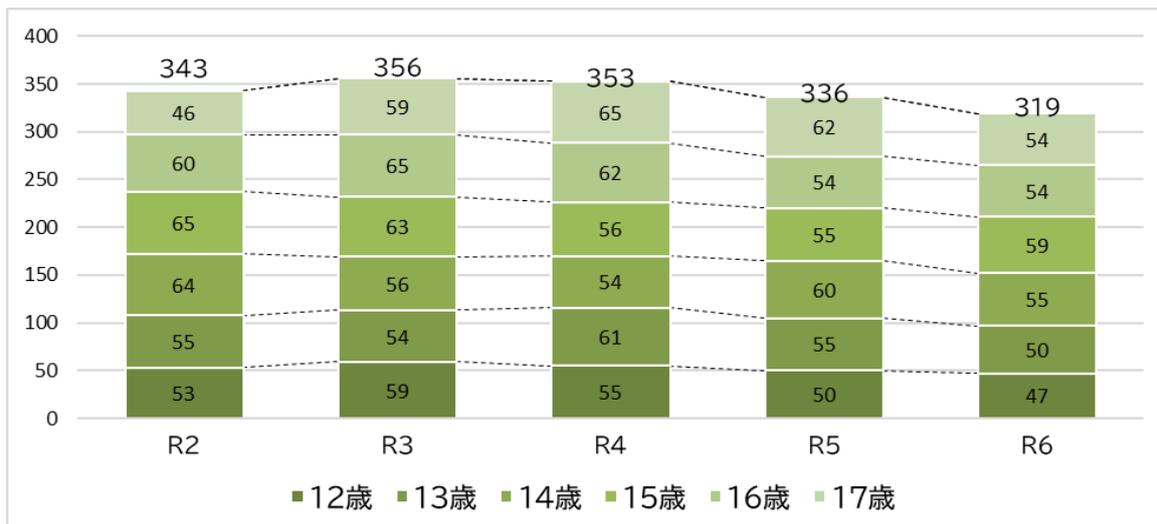
12-17歳の年齢階級別人口推移

12歳から17歳の年齢階級別人口推移は、令和3年まではやや増加傾向でしたが、令和4年以降は減少傾向となっています。

(資料：三朝町住民基本台帳)

■12-17歳の人口の推移（各年4月1日現在）

単位：人



(2) 人口推計

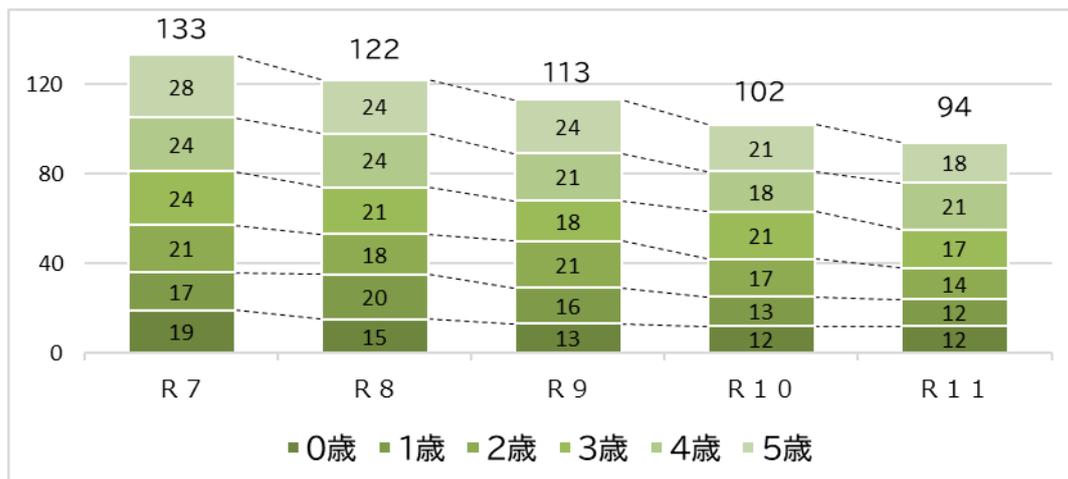
0 - 5 歳の年齢階級別人口推計

0歳から5歳の推計をみると、令和7年は133人と推測されますが、以降は出生数がほぼ横ばい状態で推移すると予測し、計画最終年にあたる令和11年には、令和7年から39人減少し94人になると見込まれます。

(資料：三朝町推計)

■ 0 - 5 歳の年齢階級別人口推計 (各年4月1日現在)

単位：人



6 - 11 歳の年齢階級別人口推計

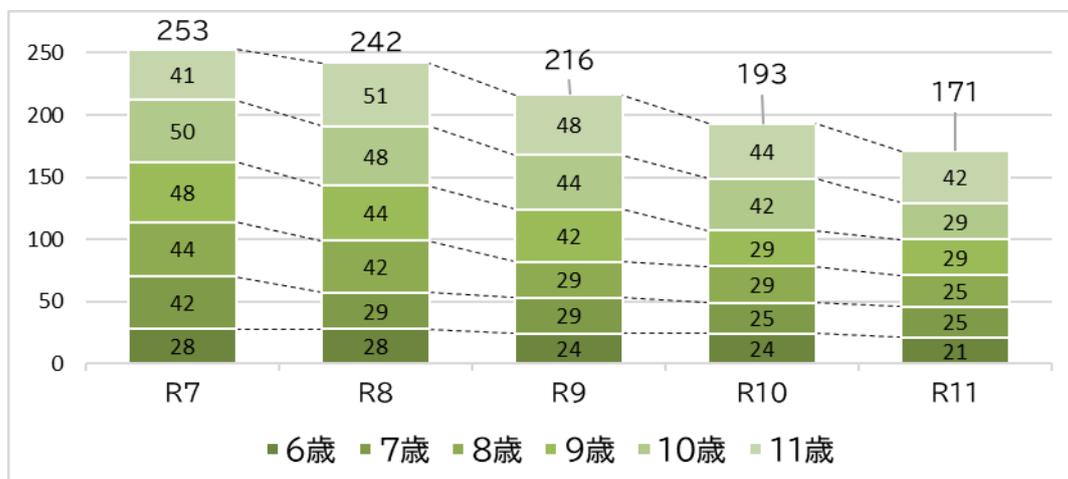
6歳から11歳人口の推計をみると、令和7年は253人で、計画最終年にあたる令和11年は、令和7年から82人減少し、171人になることが見込まれます。

近年の出生数の減少が、小学生年代の人口減少に影響を与えはじめることが予測されます。

(資料：三朝町推計)

■ 6 - 11 歳の年齢階級別人口推計 (各年4月1日現在)

単位：人



12-17歳の年齢階級別人口推計

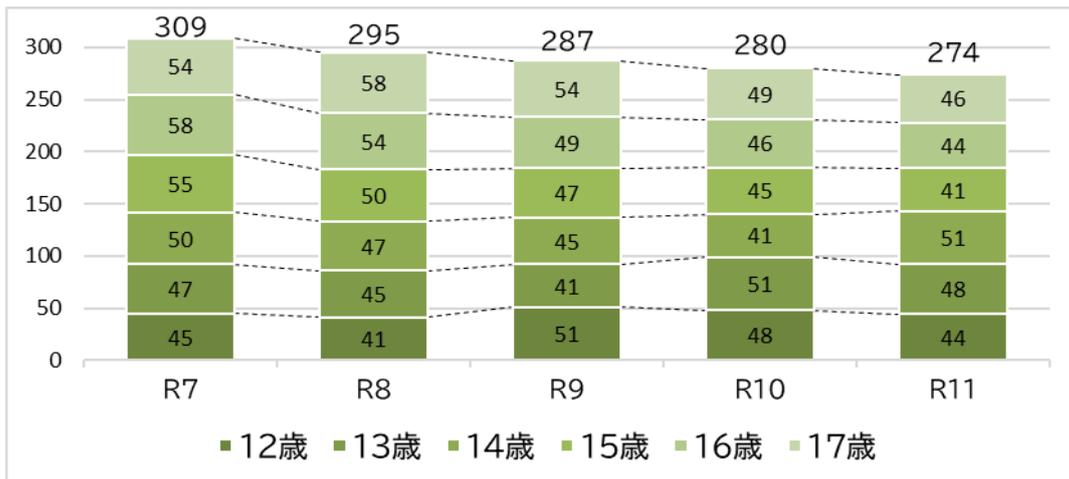
12歳から17歳人口の推計をみると、令和7年は309人で、計画最終年にあたる令和11年は令和7年から35人減少し、274人になることが見込まれます。

各年齢が毎年40人以上を保っていますが、全体として徐々に減少に向かっていくことがわかります。

(資料：三朝町推計)

■12-17歳の年齢階級別人口推計（各年4月1日現在）

単位：人



こどものいる世帯の推計

平成22年、平成27年及び令和2年における本町の世帯状況をみると、平成22年は2,385世帯、平成27年は2,290世帯、令和2年は2,222世帯と徐々に減少しています。

そのうち、18歳未満のこどもがいる世帯数は、平成22年は570世帯、平成27年は499世帯、令和2年では446世帯で、平成22年の約8割に減少しています。

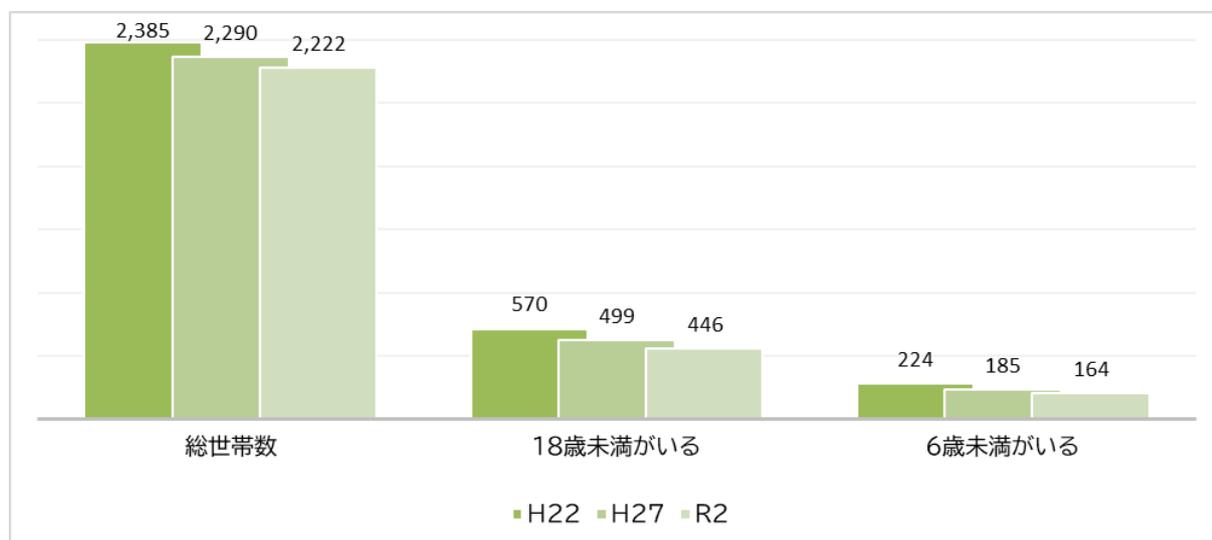
6歳未満のこどもがいる世帯は、平成22年は224世帯、平成27年は185世帯、令和2年では164世帯で、平成22年の約7割に減少しています。

特に6歳未満のこどもがいる世帯は、全世帯数の8%に満たない状況となっています。

(資料：国勢調査)

■本町の総世帯数とこどものいる世帯

単位：世帯



結婚の推移

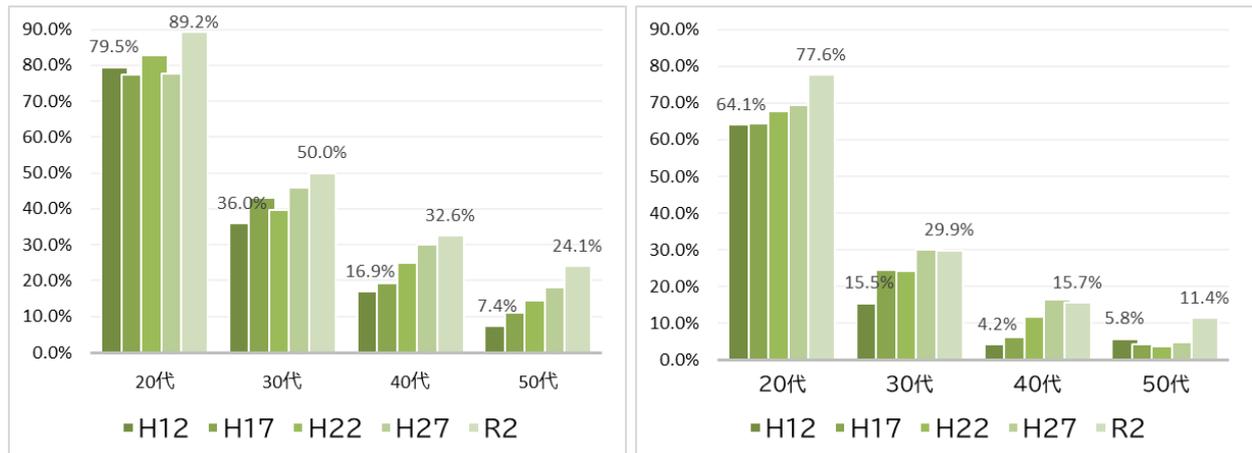
本町の男女の未婚率の推移をみると男女の多くの世代において未婚率が上昇しています。特に30代の女性の未婚率は、平成12年から令和2年の20年間で、約2倍に上昇しています。

男性の未婚率は、どの年代においても女性より高い状況です。また、平成12年から令和2年の20年間で、30歳代では約1.4倍、40歳代では約2倍に未婚率が高くなっています。

(資料：国勢調査)

■男女の未婚率の推移（国勢調査） 左：男性 右：女性

単位：%



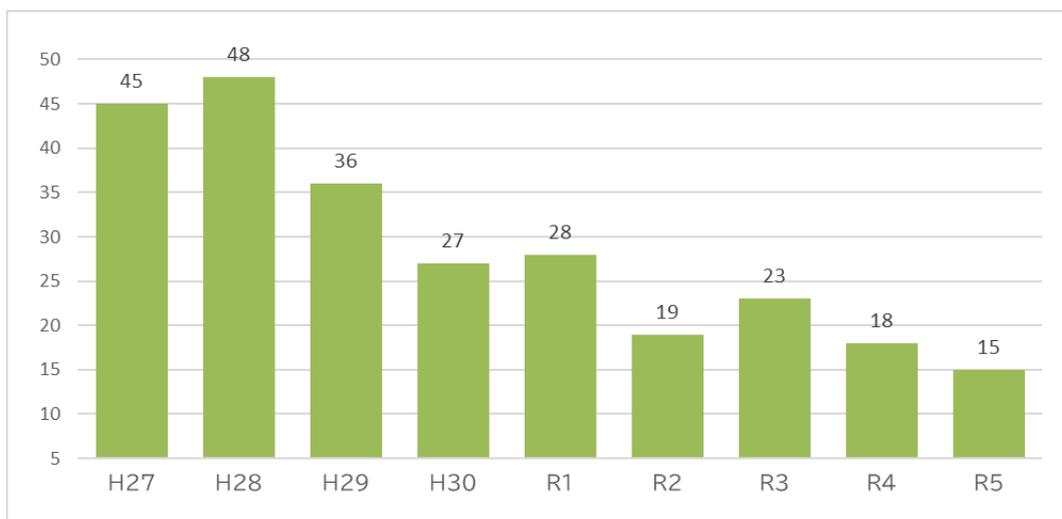
出生の推計

本町の出生数は、平成28年までは増加傾向にあり40人以上でしたが、平成29年以降減少しています。コロナ禍の影響もあり、令和2年以降は20人前後から、さらに深刻化し10人台になっています。

(資料：三朝町集計)

■本町の出生の推移（4月1日現在）

単位：人



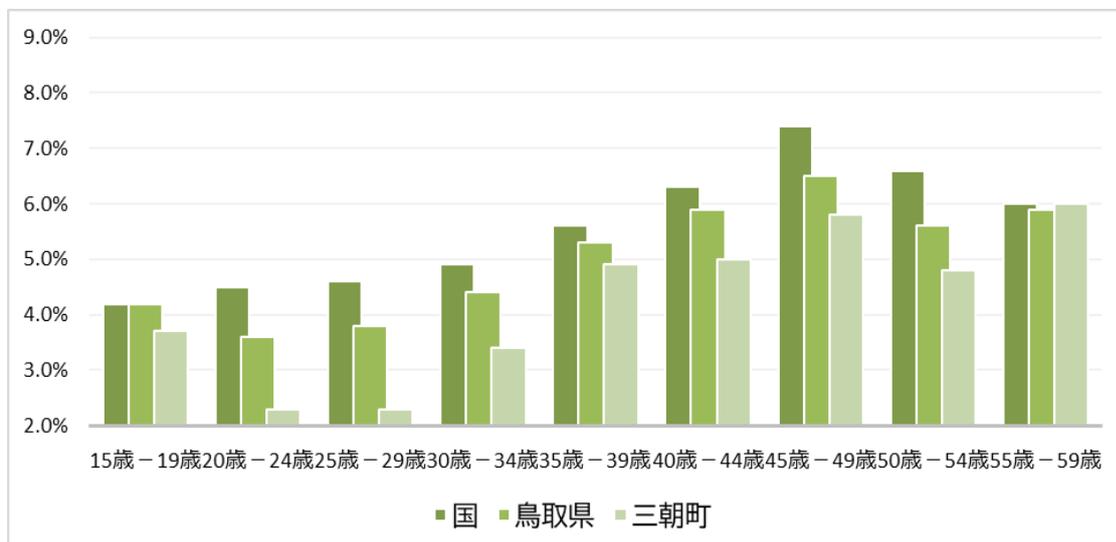
女性人口の占める年齢階層割合の比較（国・鳥取県との比較）

女性の年齢階層の人口割合を国や鳥取県と比較すると 20 代から 30 代前半までが特に比率が低くなっており、出生率の低下にも影響を与えることが推測されます。

（資料：国勢調査）

■女性の総人口に占める年齢階層割合の比較（国・鳥取県）

単位：％



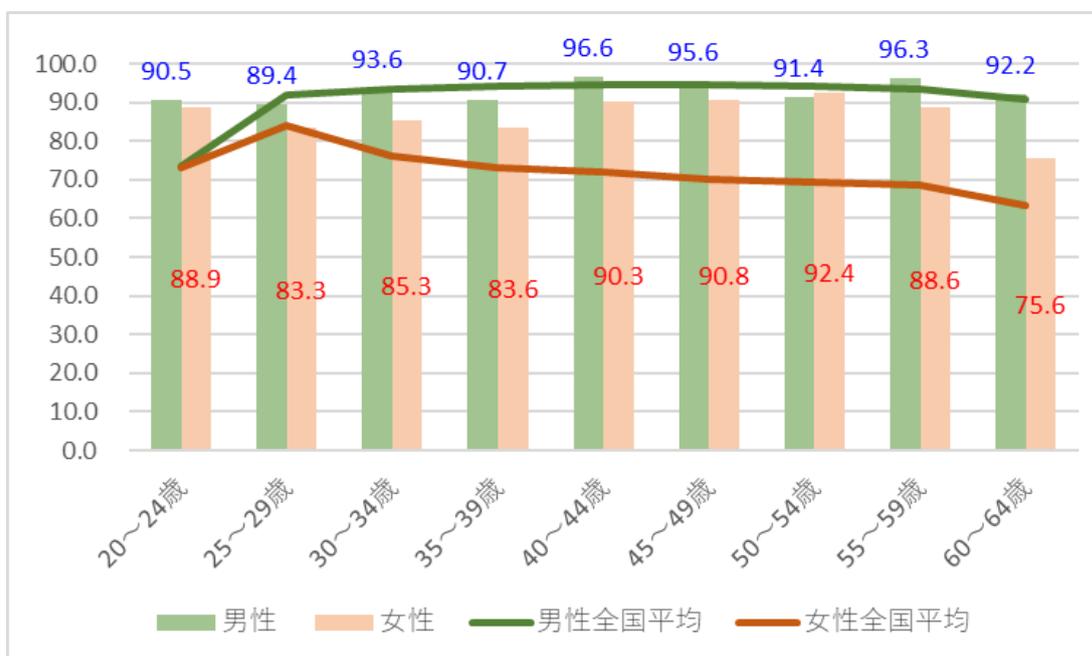
就労状況

令和2年の本町の20歳から64歳までの就労状況で、就業者（「家事や通学のかたわら仕事をしている人」、「休業者」を除く）は、男性では全国平均並みですが、女性では全国平均より高い状況となっています。

（資料：国勢調査）

■本町の人口に対する就業率 年齢階層割合(国との比較)

単位：％



(3) ニーズの見通し、本町の保育所の状況

0 - 1 歳、2 歳、3 - 5 歳のこどもの人口

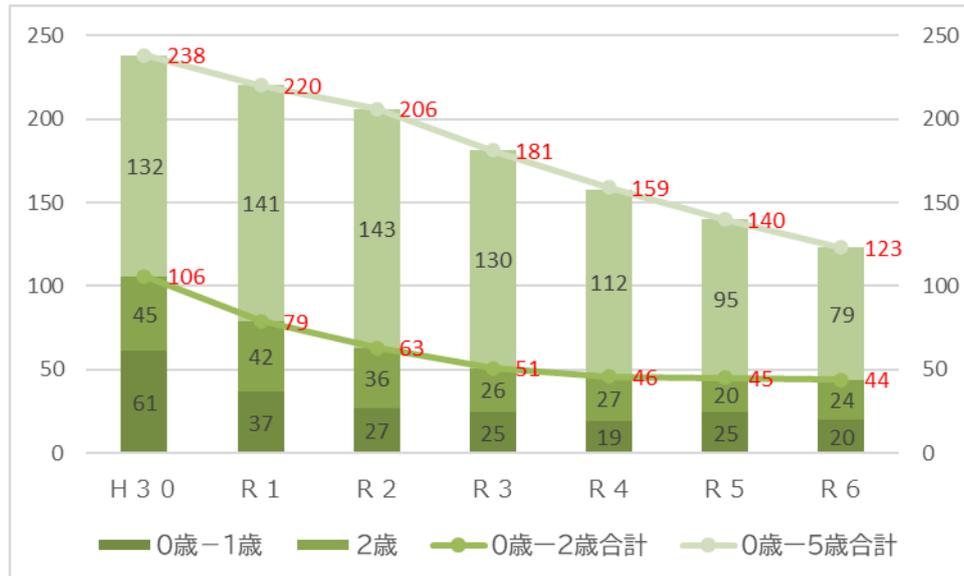
平成 30 年以降の本町の 0 歳から 1 歳、2 歳、3 歳から 5 歳のこども人口を比較すると、0 歳から 2 歳に対して、3 歳から 5 歳の人口割合の減少率は高く、令和 6 年には 6 割程度に減少しました。

背景には、出生数が平成 30 年から令和元年にかけて急激に減少したのち、令和 2 年以降は一定数に留まっていることがあり、今後も同程度の割合になると見込まれます。

(資料：三朝町住民基本台帳)

■ 0 - 2 歳、3 - 5 歳のこどもの人口 (各年 4 月 1 日現在)

単位：人



0 - 2 歳、3 - 5 歳の各人口における保育所入所率の推移

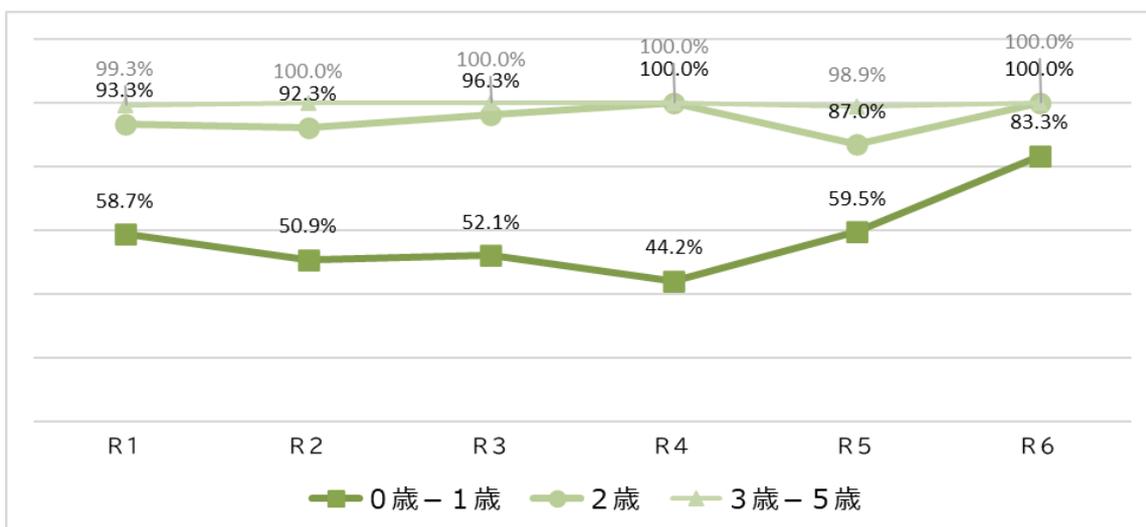
本町の 3 歳から 5 歳の人口における保育所入所率の推移について、ほぼ 100%保育所に入所しています。

0 歳から 1 歳の保育所入所率は顕著に増加し、令和 6 年には 8 割を超えています。2 歳にはほぼ全員が保育所に入所しています。

(資料：三朝町集計)

■ 0 - 2 歳、3 - 5 歳の各人口における保育所入所率の推移 (各年 4 月 1 日現在)

単位：人



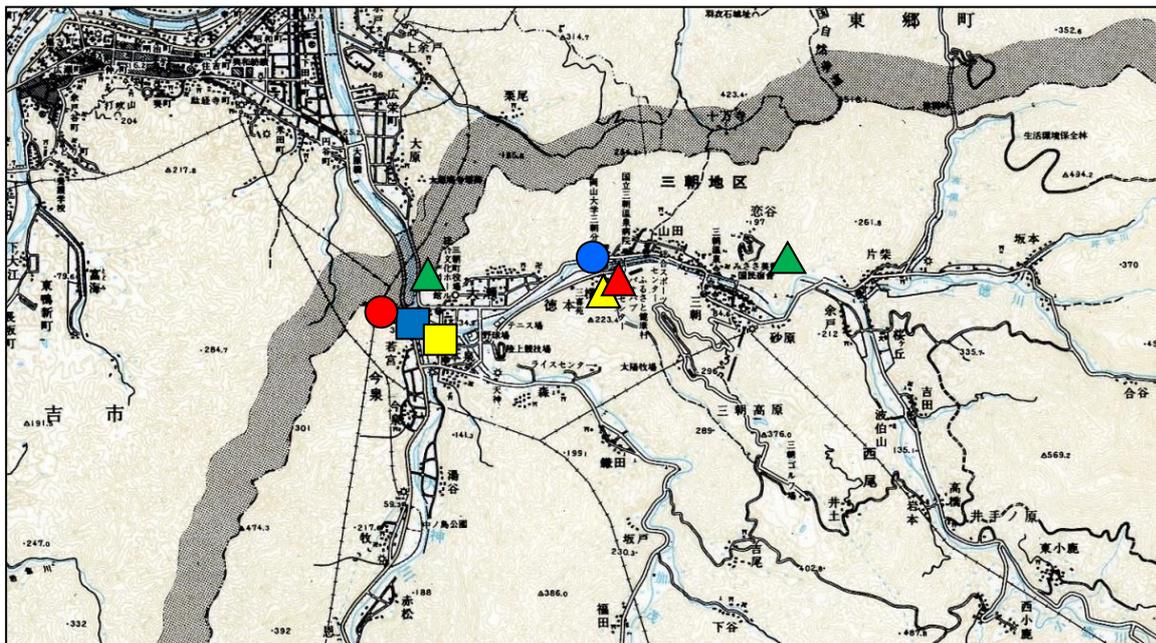
第5章 教育・保育、地域子ども・子育て 支援事業の「量の見込み」と「確保の内容」

第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の内容」

1 教育・保育の提供区域の設定

本町は、教育・保育区域は区域内の見込み、量の調整に柔軟に対応できることや、保護者の仕事に合わせた教育・保育の特性を踏まえた選択ができることなど、利用者の細かなニーズに柔軟に対応できることを勘案し、三朝町全域で教育・保育の量の見込みを定めます。

■本町の子育て資源



- 認定こども園
- 保育所
- 小学校
- 中学校
- ▲ 学童クラブ
- ▲ ファミリー・サポート・センター
- ▲ 子育て支援センター

2 幼児期の学校教育・保育

ニーズ調査による利用意向量及び前計画期間の実績を勘案し、計画期間（令和7年度から令和11年度まで）の、「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定めます。

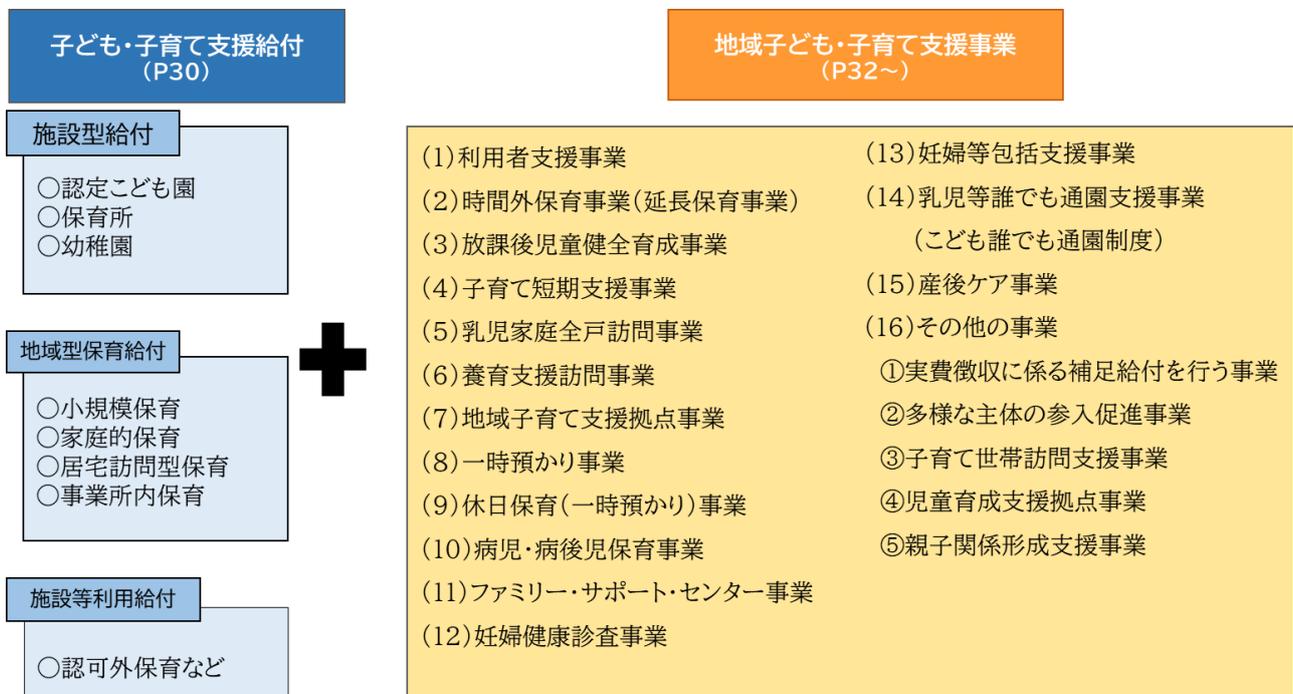
(1) 前提となる事項

本町では、町内に居住する0歳から5歳の子どもについて「現在の認定こども園、保育所、近隣幼稚園の利用状況」に「利用希望」を加味して国の定める以下3つの区分で認定します。

■認定区分と提供施設

認 定 区 分		提 供 施 設
1号	3－5歳、幼児期の学校教育	幼稚園、認定こども園
2号	3－5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0－2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園 特定地域型保育事業

■子育て支援の「給付」と「事業」の全体像



(2) 提供体制の確保の内容及び実施時期

本町は、「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」に対応できるよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容および実施時期（確保対策）を定めます。

■令和6年度の教育・保育の状況 0-5歳人口（4月1日現在）

1号認定 (3-5歳)	2号認定(3-5歳)		3号認定 (0-2歳)	在宅子育て (0-5歳)	合計	
	幼稚園利用者 の想定	その他				
	0人	76人				
	76人		44人			
保育施設利用者数・利用率(0-5歳)						
3人 (2.1%)	120人 (85.7%)		17人 (12.1%)	140人		

■令和7年度の教育・保育の需要量見込み 0-5歳推計人口（4月1日現在）

1号認定 (3-5歳)	2号認定(3-5歳)		3号認定 (0-2歳)	在宅子育て (0-5歳)	合計	
	幼稚園利用者 の想定	その他				
	0人	74人				
	74人		42人			
保育施設利用者数・利用率(0-5歳)						
3人 (2.5%)	116人 (89.5%)		14人 (10.5%)	133人		

■教育・保育 「量の見込み」に対する「確保の内容」と「実施時期」

単位：人

区 分		R7 年度			R8 年度		
		1号 (3-5歳 教育の み)	2号 (3-5歳 保育の 必要性 あり)	3号 (0-2歳 保育の 必要性 あり)	1号	2号	3号
量の見込み(必要利用定員総数)		3	76	48	3	69	45
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育園(教育・保育施設)	3	76	51	3	74	48
	地域型保育事業			0			0

単位：人

区分	R9 年度			R10 年度			R11 年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	2	63	42	2	60	36	2	56	33
確保の内容	2	68	45	2	65	40	2	61	37
			0			0			0

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保内容、実施時期

ニーズ調査による利用意向量及び前計画期間の実績を勘案し、計画期間（令和7年度から令和11年度）における、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、さらに「量の見込み」に基づく「確保の内容」を定め、提供体制の確保やその実施時期を事業計画で明確にし、各年度の進捗管理をしていきます。

(1) 利用者支援事業(子育て世代包括支援センター)

この事業は、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関の支援を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整や、連携・協働の体制づくり等を行います。



■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」と「実施時期」

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	母子保健型 1か所	母子保健型 1か所	母子保健型 1か所	母子保健型 1か所	母子保健型 1か所
確保の内容	母子保健型 1か所	母子保健型 1か所	母子保健型 1か所	母子保健型 1か所	母子保健型 1か所

※令和8年度を目標に、母子保健型に代えて「こども家庭センター（母子保健と児童福祉の一体的な相談支援等を行う拠点）」の設置を目指します。

(2) 時間外保育事業(延長保育事業)

保護者の就労時間の長時間化やその他の状況を考慮して、身近な地域で保育事業の提供を受けられるよう適正な事業を実施します。

本町では、保護者の勤務条件や家庭の事情などにより、保育認定を受けた時間の前後も保育を必要とする児童に対し、保育を延長します。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」と「実施時期」

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	360人	360人	360人	360人	360人
確保の内容	360人	360人	360人	360人	360人

(3) 放課後児童健全育成事業(放課後学童クラブなど)

この事業は、放課後や長期休業中などに、家庭に保護者が不在となる児童を対象に、安全・安心に過ごせる場所を確保し、適切な遊びと生活の場の提供や、学習や体験・交流活動を行う事業で、現在2ヶ所で実施しています。

児童が放課児童支援員の助けを借りながら、健康的な生活習慣や異年齢児童との交わりを通じた社会性を習得することや、こどもの主体性を尊重した健全な育成に努めています。

今後も、児童が安心して過ごせる生活の場として継続するとともに、さらに体験・交流活動が充実するよう、事業の見直し、施設設備の整備を図っていきます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」と「実施時期」

区 分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	1年生	18人	18人	16人	16人	13人
	2年生	21人	18人	18人	16人	15人
	3年生	22人	21人	18人	18人	15人
	4年生	10人	10人	10人	7人	6人
	5年生	5人	4人	4人	4人	3人
	6年生	4人	4人	4人	4人	3人
	合計	80人	75人	70人	65人	55人
確保の内容	利用可能人数	80人	75人	70人	65人	55人
	放課後学童クラブ	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

※開所時間は、学校稼業日は下校時から受け入れ、三朝西学童クラブは午後7時まで、三朝東学童クラブは午後6時30分までとします。

※休業日等の早朝開所については、町長から事務委任を受けている教育委員会事務局と各学童クラブの運営者で検討します。

※特別な配慮を必要とする児童に対し、専門的知識を有する者の配置や関係機関と連携した対応に努めます。

放課後の居場所づくり

■青空体験塾（NPO 里山地域研究会）

地域住民の協力により、全ての児童を対象とした学習や体験・交流活動の場として、土曜日を活用した自然体験の機会を提供しています。

■放課後を活用した「こどもの居場所づくり」の検討

国は、「全てのこどもが、多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高められるような『こどもの居場所づくり』」を推進しています。その一つとして、放課後アフタースクール（学年や保護者の就労状況等の制限なく、地域や住民の参画により、多様な体験を届ける場）の考え方が広がりつつあります。

(4) 子育て短期支援事業

この事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭でこどもを養育していくことが一時的に困難な場合に利用できる事業です。

これまでと同様に、近隣市の施設の協力のもとに、適切な対応に努めます。



■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」と「実施時期」

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	7人 2か所	7人 2か所	7人 2か所	7人 2か所	7人 2か所
確保の内容	7人 2か所	7人 2か所	7人 2か所	7人 2か所	7人 2か所

※上段：延利用者数 下段：連携施設数

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

この事業は、乳児期の早期は母親が育児不安を強く感じるため、生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師が訪問し、育児相談や子育てに関する情報提供、親子の心身の状況や養育環境を把握し、調整する事業です。

また、支援が必要な家庭に対しては関係機関と連携し、適切な支援につなげていきます。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」と「実施時期」

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (訪問件数)	16件	15件	14件	13件	13件
確保の内容 (訪問率)	100%	100%	100%	100%	100%

(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業乳児家庭全戸訪問事業

この事業は、養育支援が特に必要な家庭に対し、適切な養育を確保するため、保健師及び保育士等がその居宅を訪問し、養育に対する指導、助言及び家事の援助等を行うほか、要保護児童支援等の内容に関する協議を行う事業です。

関係職員のスキルアップのための積極的な研修参加をはじめ、児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とするこどもや妊婦の早期の把握を行います。要保護児童対策地域協議会の取組の強化、児童相談所との情報共有など、支援体制の強化を推進します。

■養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会「確保の内容」と「実施時期」

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
養育支援訪問(人)	必要に応じて適宜実施				
要保護児童対策地域協議会代表者会議	年1回				
要保護児童対策地域協議会実務者会議	年2回(個別ケースの進行管理)				
要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議	ケース発生に応じて開催				

(7) 地域子育て支援拠点事業

この事業は、地域において子育て親子の交流等を促進するため子育て支援拠点を整備し、家庭で子育て中の保護者の仲間づくりや育児不安等の解消を図る事業で、本町では「三朝町地域子育て支援センター」で行います。

保護者が、安心して利用できるように、事業内容をわかりやすく広報し、身近な場所での相談体制の充実と、気軽に参加できる環境整備を図り、サービス提供に努めます。

■「量の見込み」(年間総利用者数)に対する「確保の内容」と「実施時期」

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	1,200 人				
確保の内容	1,400 人 1か所				

(8) 一時預かり事業

この事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児をこども園・保育園で一時的に預かる事業です。

今後も、保護者のパートタイム就労、疾病や心理的・肉体的ストレス解消などにより保育が困難な就学前児童について、身近な地域でサービスが受けられるよう、適正な支援に努めます。



■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」と「実施時期」

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	100 人	100 人	100 人	100 人	100 人
確保の内容	100 人	100 人	100 人	100 人	100 人

(9) 休日保育(休日一時預かり)事業

この事業は、中部地区の市町が協力し、日曜日・祝日に仕事等の都合で児童を保育することができない場合に倉吉市のババール園で一時的に預かる事業です。

これまでと同様に近隣市の関係施設の協力のもと、適切な対応に努めます。

■ 「量の見込み」(連携機関数)に対する「確保の内容」と「実施時期」

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(10) 病児・病後児保育事業

この病児保育事業は、中部地区の市町が協力し、小学3年生までの児童が、病気で登校や登園ができない場合で、保護者が仕事を休めないときなどに、鳥取県立厚生病院及びアロハこどもクリニックの施設で児童を預かる事業です。

また、病後児保育事業は、保護者の子育てと就労支援を目的として、病気の「回復期」にあたり、小学校や保育園などにおいて集団生活が困難な児童を一時的に預かる事業です。

これまでと同様に近隣市町の関係施設の協力のもと、適切な対応に努めます。

■ 「量の見込み」(連携機関数) に対する「確保の内容」と「実施時期」

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (病児保育)	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
確保の内容	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
量の見込 (病後児保育)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(11) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターは、子育ての支援を受けたい人(お願い会員)と、育児を援助したい人(まかせて会員)を結ぶ会員組織で、会員相互に、育児の援助活動を行うことで保護者が仕事と育児を両立し、安心して子育てができるようサポートする事業です。

年度ごとにまかせて会員の確保に努め、事業の内容について、効率的なPR方法等を検討します。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」と「実施時期」

区 分		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	まかせて会員	15人	15人	15人	15人	15人
	お願い会員	15人	15人	15人	15人	15人
確保の内容	まかせて会員	15人	15人	15人	15人	15人
	お願い会員	15人	15人	15人	15人	15人
	ファミリー・サポート・センター	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(12) 妊婦健康診査事業

この事業は、妊婦の健康の保持増進を図り、安全、安心な妊娠・出産に資するために適切な健診を行う事業です。本町は妊婦の健康管理を目的として、妊婦が医療機関において実施した健康診断について、所定の金額を負担する事業を実施します。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」と「実施時期」

区 分		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み		16 人 128 回	15 人 120 回	14 人 112 回	13 人 104 回	13 人 104 回
確 保 の 内 容	実施機関	全て	全て	全て	全て	全て
	健診回数	128 回	120 回	112 回	104 回	104 回
	実施時期	4 月～3 月				

(13) 妊婦等包括相談支援事業

この事業は、妊娠時から、妊婦や特に0歳から2歳までの子育て期の家庭に寄り添い、出産・育児の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型の支援事業です。面談は、妊娠 8 週から 10 週前後、妊娠 32 週から 34 週前後、出産後の時期の少なくとも3 回行い、その後は、随時情報発信や相談を行い、切れ目ない支援を行います。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」と「実施時期」

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	16 人 48回	15 人 45回	14人 42回	13 人 39回	13 人 39回
確保の内容 (実施率)	100%	100%	100%	100%	100%

(14) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

この事業は、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、満6か月から満3歳未満の小学校就学前で未就園のこどもに、月一定時間までの枠の中で、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度です。令和7年度に制度化、令和8年度から全国自治体において実施予定で、現在のところ、月一定時間とは10時間と仮定しています。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」と「実施時期」

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み (必要受け入れ時間数)		140時間 /月	140時間 /月	140時間 /月	140時間 /月
確保の内容 (受け入れ可能時間数)		176時間 /月	176時間 /月	176時間 /月	176時間 /月

※必要受け入れ時間数＝対象年齢の未就園児数×10時間/月

※受け入れ可能時間数＝8時間×22日/月

(15) 産後ケア事業(母子生活支援事業)

この事業は、出産後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。これまでと同様に、近隣市の施設の協力のもと、施設に宿泊して休養する「宿泊型」と、日中に来所した利用者に対する「デイサービス型」により、支援を必要とする方全員のケアに努めます。

■ 「量の見込み」(連携機関数)に対する「確保の内容」と「実施時期」

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
確保の内容 (支援が必要な 者に対する利 用率)	2か所 (100%)	2か所 (100%)	2か所 (100%)	2か所 (100%)	2か所 (100%)

(16) その他の事業

次の事業については、国や県、関係機関と調整を図りながら、事業実現に向けて、マンパワーや資源の確保などの体制整備に努めていきます。

事業	概要
実費徴収に係る補足給付を行う事業	低所得で生計が困難である者等のこどもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助。
多様な主体の参入促進事業	地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大をすすめるため、多様な事業者の新規参入を支援。
子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、不安や悩みを傾聴、家事や育児を支援。
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、その家庭が抱える課題に応じて、生活習慣の形成や学習サポート、進路相談、食事の提供等を行うほか、関係機関へのつなぎを行う等の支援。
親子関係形成支援事業	親子の関わりや子育てに、悩みや不安を抱えている保護者や児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、情報の提供、相談、助言を行う。また、同じ悩みを抱える者同士の情報交換の場を設ける等、親子間の適切な関係性の構築。



4 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保について

ここでは、「質の高い幼児期の教育・保育」及び「地域の子育て支援」、「認定こども園及び保育園と小学校との連携の取組み」の3点について推進方策を定めます。

(1) 質の高い教育・保育の推進

幼児期の保育について、有識者、実務者、保護者代表者及び行政等による情報交換を推進し、こどもたちへの質の高い幼児期の教育・保育の提供に努めていきます。

認定こども園及び保育所は、それぞれの園の特徴を生かした園づくり、園運営を行うとともに、こどもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、保育士による合同研修、教員や保育士の人事交流等を推進し、教育・保育の共通理解や人材育成に努めていきます。

また、教育・保育に関する専門性を有する指導主事、幼保小連携アドバイザーの確保に努めるほか、職員一人ひとりの基本的な資質能力を向上させることができるように、コーディネート能力等について各種の研修に参加できる体制を整えます。

(2) 子ども・子育て支援事業の推進

それぞれの家庭やこどもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、三朝町子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行っていきます。

また、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、全てのこども・子育て家庭に、それぞれのこどもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援をします。

(3) 認定こども園・保育所と小学校等との円滑な接続の推進

認定こども園及び保育所は、定期的に専門部会等を開催し、密接な連携に努めるとともに、情報を共有し、協力体制を図ります。

また、幼児期の教育は、こどもたちの「生きる力」の基礎やその後の成長の基盤を培う大変重要なものであることから、幼児教育から小学校教育等への円滑な接続に努め、架け橋期カリキュラムの確立による、連続性と一貫性を大切にした教育のための環境整備を行います。

町内の園では、幼児期から英語に親しみ、小学校以降の英語教育に円滑に移行することを目的とした英語活動をはじめ、小学校の研究発表会や小学校との連絡会等に参加したり、小学校の先生が公開保育等を見学したりするなどの活動を通して、関係機関の連携を深めます。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月の幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」において、本町では、その給付申請については、保護者の利便性を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するなど施設等利用給付の適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、鳥取県との連携や情報共有を図りながら、適切に取り組みを進めていきます。

6 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

本町は、保護者が産休、育休明けの希望する時期に円滑に特定教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報を提供し、計画的に特定教育・保育施設等の事業を実施します。

7 こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する鳥取県との連携

本町は、児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要なこどもの施策の充実など、鳥取県が行う施策と連携を図り、関係する各機関と連携を密にしながら、本町の実情に応じた施策を展開します。

8 こどもの貧困に対する支援

本町は、こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るとともに、すべてのこどもたちが希望をもって自立・成長していける社会の実現を目指し、経済的支援の活用とその情報提供に努め、こどもの貧困に対する支援を推進していきます。

9 保護者等の職業と家庭の両立のための雇用環境の整備に関する施策と連携

本町は、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るため、鳥取県、地域の企業、労働者団体等関連する各種団体と連携しながら、地域の実情に応じた雇用環境の整備に取り組めます。

10 国際化の進展に伴う幼児への支援・配慮

本町は、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などが、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、関係機関と連携して、適切な支援・配慮に努めます。

第6章 計画の展開方法

第6章 計画の展開方法

1 関係機関との連携

本事業の推進にあたって、関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保護者、教育・保育施設、地域、企業、保健・福祉・社会教育事業の関係者が連携し、様々なアプローチの方法を検討し、実行していきます。

2 計画の点検・評価(PDCA サイクルの展開)

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策については、進捗状況を毎年報告し、「三朝町子ども・子育て会議」において点検・評価（PDCA サイクルの展開）を行い、利用者の視点にたった事業を提供します。計画3年目（令和9年度）には中間評価を行い、計画の見直しを行います。

3 こども等の意見の反映

子育て施策に子ども自身や子育て当事者の意見を反映するため、意見を表明できる機会を増やしていくよう努めます。また、日頃からわかりやすい情報発信に努めます。

第7章 参考資料

第7章 参考資料

1 本町の子ども・子育て支援事業の状況

令和2年度から令和6年度に実施（一部、令和元年から令和5年）した本町の子ども・子育て支援に関する事業について、各事業の取り組み概要とその実績を記載します。

(1) 認定こども園 (みささここども園)	<p>【概要】 幼稚園、保育所のうち、次の機能を備えるものとして都道府県が認定した施設 ① 幼児教育・保育の両方の機能（親の就労にかかわらず、教育・保育を一体的に実施） ② 地域における子育て支援（相談活動や集いの場の提供等）を行う機能</p> <p>【対象児童】 ・ 3歳から小学校就学前までの保育を必要としない児童 ・ 0歳～小学校就学前までの保育を必要とする児童</p> <p>【類型】 保育所型「認可保育所＋幼稚園的機能（保育所が幼稚園的な機能を備える）」</p> <p>【利用時間】 月～土曜日 7：15～18：30 （教育標準時間・保育短時間の場合は8：15～16：15）</p> <p>【利用料金】 所得に応じた保育料を設定 ※3～5歳及び第2子以降は無償</p>																	
	<p>【利用実績】（4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育を必要としない児童</td> <td>1人</td> <td>2人</td> <td>4人</td> <td>1人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>保育を必要とする児童</td> <td>78人</td> <td>64人</td> <td>59人</td> <td>53人</td> <td>64人</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	保育を必要としない児童	1人	2人	4人	1人	3人	保育を必要とする児童	78人	64人	59人	53人
区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度													
保育を必要としない児童	1人	2人	4人	1人	3人													
保育を必要とする児童	78人	64人	59人	53人	64人													
(2) 保育所 (賀茂保育園・竹田保育園)	<p>【概要】 「保育所保育指針」に基づき、日々保護者の委託を受けて、保育を必要とする乳児又は幼児を保育します。</p> <p>【対象児童】 0歳児から小学校就学前までの保育を必要とする児童</p> <p>【保育を必要とする基準】 就労、疾病等により、児童の保護者のいずれもが当該児童を保育することができず、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること。</p> <p>【利用時間】 ・ 保育標準時間 月～土曜日 7：15～18：30 ・ 保育短時間 月～土曜日 8：15～16：15</p> <p>【利用料金（月額）】 所得に応じた保育料を設定</p>																	
																		

【利用実績】（4月1日現在）

区 分	賀茂	竹田	広域		町外か所数・入所者数	
			保育を必要 としない	保育を必要 とする		
R2年度	87人	9人	3人	30人	13か所	30人
R3年度	76人	8人	4人	28人	12か所	28人
R4年度	61人	8人	1人	28人	12か所	28人
R5年度	57人	8人	1人	19人	10か所	19人
R6年度	53人		0人	14人	9か所	14人

【概要】

保護者の家庭の事情等により、教育標準時間以外の時間帯に一時的に保育が必要となった児童を預かります。

【対象児童】

みさきこども園に通っている児童で1号認定を受けている児童

【利用時間】

月～金曜日 7：15～ 8：15
16：15～19：30

【利用料金】

利用時間帯に応じて設定

7：15～ 8：15 200円/回
16：15～18：30 400円/回
16：15～19：30 700円/回
18：30～19：30 300円/回

【実施施設】

みさきこども園

【利用実績】

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用者数	延1人	延38人	延6人	延0人

(3) 延長預かり保育事業

(4) 時間外保育事業（延長保育事業）

【概要】

保護者の勤務条件や家庭の事情などにより、保育認定を受けた時間の前後も保育を必要とする児童に対し、保育を行っています。

【対象児童】

保育所に入所している児童で、保育認定を受けた時間の前後の時間の保育を真に必要としているもの。

【利用日】

月～金曜日

【利用料金】

利用時間帯に応じて設定

7：15～ 8：15 200円/回

16：15～18：30 400円/回

16：15～19：30 700円/回

18：30～19：30 300円/回

【実施施設】

みさきこども園、賀茂保育園、竹田保育園

【利用実績】

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
みさきこども園	延153人	延408人	延143人	延141人
賀茂保育園	延251人	延292人	延171人	延46人
竹田保育園	延12人	延0人	延0人	延2人

(5) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	<p>【概要】 保護者の就業等により、放課後や長期休業中、家庭に保護者が不在となる児童を対象に、安全・安心に過ごせる場所を確保し、適切な遊びと生活の場の提供や、指導員の活動支援のもとに児童の健全育成を図ります。</p> <p>【対象児童】 小学校1～6年生の児童</p> <p>【利用料金】 利用実態に応じた料金を設定</p>																											
	<p>【利用実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>三朝西学童クラブ (西小学校学童クラブ)</th> <th>三朝東学童クラブ (三徳地域協議会委託)</th> <th>三朝南学童クラブ (竹田地域協議会委託)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開設時間</td> <td>月～金 下校～19:00 土曜日 7:45～19:00 長期休業 7:45～19:00</td> <td>月～金 下校～18:30 土曜日 7:45～18:30 長期休業 7:45～18:30</td> <td>月～金 下校～18:30 土曜日 8:00～18:30 長期休業 8:00～18:30</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>54人</td> <td>21人</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>49人</td> <td>28人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>48人</td> <td>27人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R5年度</td> <td>47人</td> <td>36人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R6年度</td> <td>50人</td> <td>36人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	三朝西学童クラブ (西小学校学童クラブ)	三朝東学童クラブ (三徳地域協議会委託)	三朝南学童クラブ (竹田地域協議会委託)	開設時間	月～金 下校～19:00 土曜日 7:45～19:00 長期休業 7:45～19:00	月～金 下校～18:30 土曜日 7:45～18:30 長期休業 7:45～18:30	月～金 下校～18:30 土曜日 8:00～18:30 長期休業 8:00～18:30	R2年度	54人	21人	4人	R3年度	49人	28人		R4年度	48人	27人		R5年度	47人	36人		R6年度	50人	36人
区 分	三朝西学童クラブ (西小学校学童クラブ)	三朝東学童クラブ (三徳地域協議会委託)	三朝南学童クラブ (竹田地域協議会委託)																									
開設時間	月～金 下校～19:00 土曜日 7:45～19:00 長期休業 7:45～19:00	月～金 下校～18:30 土曜日 7:45～18:30 長期休業 7:45～18:30	月～金 下校～18:30 土曜日 8:00～18:30 長期休業 8:00～18:30																									
R2年度	54人	21人	4人																									
R3年度	49人	28人																										
R4年度	48人	27人																										
R5年度	47人	36人																										
R6年度	50人	36人																										
(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	<p>【概要】 保護者が疾病、社会的事由等で、一時的に養育が困難な場合、その児童を乳児院、児童養護施設等で短期的に預かります。（宿泊も可）</p> <p>【対象児童】 町内在住の18歳未満の児童</p> <p>【利用期間】 原則として1か月あたり7日以内</p> <p>【利用料金（1日）】 2歳未満児 5,350円 / 2歳以上児 2,750円</p> <p>【実施施設】 因伯子供学園（倉吉市）</p>																											
	<p>【利用実績】 平成28年度から平成30年度まで なし</p>																											

(7) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

【概要】

残業や休日の仕事などで、夜間または休日に児童の養育が困難な方のために、夕方から夜間、休日に児童を預かります。

【対象児童】

町内在住の2歳以上18歳未満の児童

【利用時間】

夜間 原則として 17:00～22:00

休日 原則として 8:30～17:00

【利用料金（1日・1回当たり）】

夜間 750円

休日 1,350円

【実施施設】

因伯子供学園（倉吉市）



【利用実績】 平成28年度から平成30年度まで なし

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

【概要】

母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、子育て支援に関する情報提供等を行うことにより、乳児家庭が地域社会から孤立することを防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。

【対象者】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭

【訪問者】

保健師

【利用料金】

無料

【利用実績】

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
訪問件数	延16件	延19件	延19件	延15件
訪問率	100%	100%	100%	100%

(9) 養育支援訪問事業

【概要】

家庭で安定した養育が実施できるよう、養育について支援が必要な家庭を訪問し、具体的な養育に関する支援を行い、養育上の諸問題の解決・軽減を図ります。

【対象者】

子育てに対して不安や孤立感等を抱える保護者、または虐待に至るおそれがある保護者等、リスクを抱え支援が必要であると判断される家庭

【訪問者】

保健師

【利用料金】

無料

【利用実績】

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
訪問件数	3件 (延 10 回)	1件 (延1回)	0件	0件

(10) 地域子育て支援拠点事業

【概要】

小学校就学前の児童とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩みについての相談を行います。

【対象者】

小学校就学前の児童とその保護者

【利用時間】

9：00～14：00（土曜・日曜休館）

【利用料金】

無料

【実施施設】

三朝町地域子育て支援センター（みさきこども園内）



【利用実績】

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
延親子世帯数	延268世帯	延335世帯	延359世帯	延252世帯
延利用者数	延1,353人	延1,090人	延1,308人	延1,064人

(11) 一時預かり保育事業

【概要】

保育所に入所していない児童で、保護者の病気や入院・育児疲れ・冠婚葬祭などの理由で家庭での保育が一時的に困難な児童を預かります。

【対象児童】

満3か月から小学校就学前までの児童

【利用限度】

週3回まで

【利用時間】

月～金曜日 7:15～18:30（土曜日は12:00）

【利用料金】

3歳未満児 1日2,000円 / 半日1,200円

3歳以上児 1日1,300円 / 半日 800円

【利用実績】

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
みさきこども園	延6人	延42人	延31人	延94人
賀茂保育園	延7人	延11人	延46人	延51人

(12) 休日保育事業

【概要】

日曜日・祝日に仕事等の都合で児童を保育することができない場合に一時的に預かります。

【対象児童】

保育所に通っており、日曜日、祝日に家庭で保育することができないこと

【利用時間】

日曜、祝日、12月29日～1月3日、7:00～20:00

【利用料金】

無料

【実施施設】

ババール園（倉吉市）



【利用実績】

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
登録者数	4人	1人	10人	0人
利用者数	延4人	延0人	延0人	延0人

(13) 病児保育事業

【概要】

中部圏域の市町が協力し、未就学児童で保育所等に通園している児童が病気で預けられない場合で、保護者が仕事を休むことができないときなどに、鳥取県立厚生病院内の施設で児童を預かります。

【対象児童】

0歳6か月から小学3年生までの児童

【利用時間】

月～金曜日 8：00～18：00

【利用料金】

1日1,500円

【実施施設】

きらきら園（鳥取県立厚生病院）

【利用実績】

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用者数	延0人	延59人	延39人	延13人

(14) 病後児保育事業

【概要】

保護者の子育てと就労支援を目的として、病気の「回復期」に保育所や幼稚園などにおいて集団生活での保育が困難な児童を一時的に預かります。

【対象児童】

0歳3か月～小学3年生までの児童

【利用時間】

月～金曜日 8：00～17：30

【利用料金】

1日500円

【実施施設】

すくすく園（倉吉市乳幼児健康支援デイサービスセンター）

【利用実績】

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用者数	延0人	延0人	延0人	延0人

【概要】

子育ての支援を受けたい人（おねがい会員）と、育児を援助したい人（まかせて会員）を結ぶ会員組織。会員相互に、育児の援助活動を行うことで保護者が仕事と育児を両立し、安心して子育てができるよう、会員の募集をしています。

【対象者】

- おねがい会員
 - ・ 生後8週から小学校6年生までの児童を養育している保護者
 - ・ 町内在住、または勤務の保護者
- まかせて会員
 - ・ 町内在住の方
 - ・ 自宅で援助できる方

【利用料金】

1時間 500円（おねがい会員がまかせて会員に支払う）

【実施施設】

三朝町ファミリーサポートセンター

【受付時間】

月～金曜日 8：30～17：15

【利用実績】（4月1日現在）

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
まかせて会員 登 録 者 数	6人	9人	12人	14人	15人
おねがい会員 登 録 者 数	12人	12人	16人	15人	15人
両 方 会 員 登 録 者 数	2人	2人	2人	2人	1人
利 用 者 数	1件	4件	9件	5件	

(16) 妊婦健康診査事業

【概要】

妊婦が医療機関及び助産所において実施した健康診断について所定の金額を公費負担します。

【利用回数】

14回まで

【対象者】

町内在住の妊婦

【助成金額】

合計 93,940円（受診票15枚を交付）

【実施施設】

県内及び一部の県外の医療機関



【利用実績】

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数	19人	31人	28人	25人
健診回数	142回	218回	218回	213回
実施機関	5医療機関	6医療機関	6医療機関	5医療機関

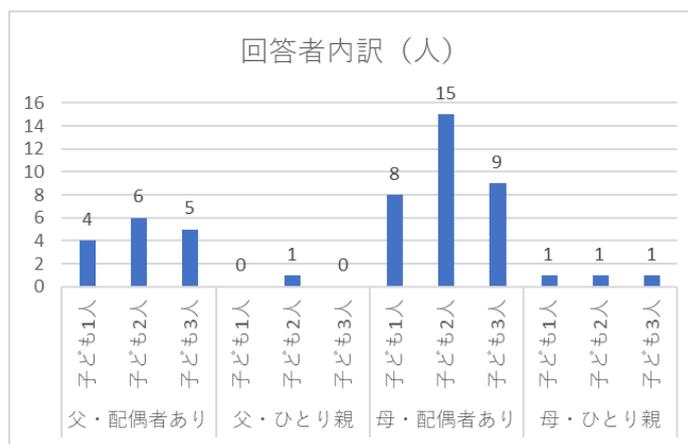
2 三朝町子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査結果(概要)

- 1 調査目的 第3期三朝町子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、「子ども・子育て支援事業の必要量の見込み」を算出するため、子育て世代の「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握する
- 2 調査期間 令和6年3月18日から令和6年3月31日まで
- 3 調査対象 町内の小学4年生以下の児童がいる家庭（全229世帯）
- 4 調査方法 ①こども園及び保育園を経由して配布、その他は郵送により配布
②Google フォームによりインターネット回答
※質問は、全220問

- 5 調査結果 ①回答者 51人（回答率22.3%）

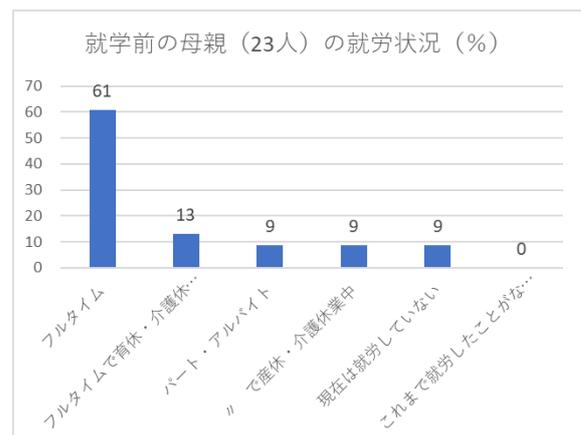
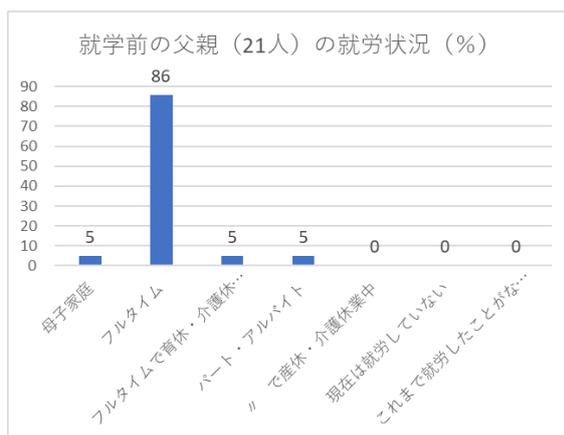
内訳	
父	16人
母	35人

②回答者詳細

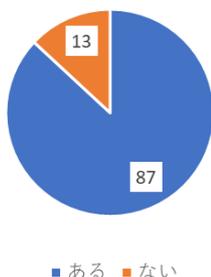


③回答者のこどもの就学の状況

小学校就学前のこどもがいる世帯	23世帯
// // いない世帯	28世帯



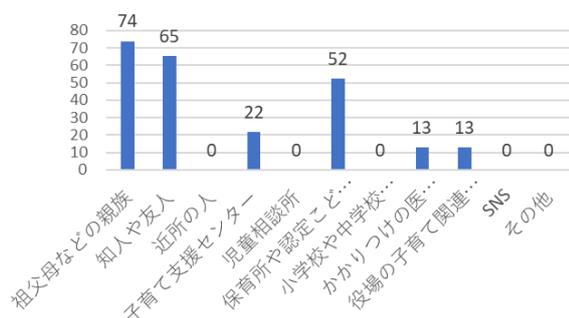
就学前の親
身近に相談できる人や場所の存在 (%)



就学前の親(23人)に聞いた

『身近に相談できる人や場所』については、「ある」が87%だった。

就学前の親
相談できる人・場所 (%)

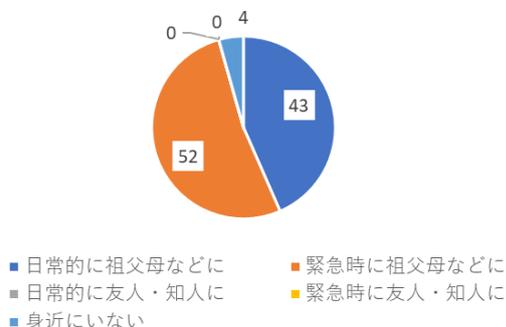


就学前の親(23人)に聞いた

『相談できる人・場所』は、「祖父母などの親族」が74%、「知人や友人」が65%、「保育所やこども園」が52%だった。

※複数回答

こどもを見てもらう現状 (%)

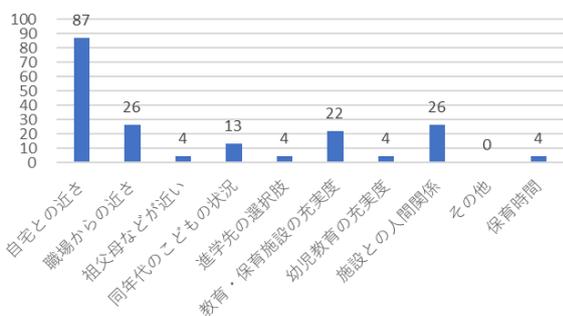


就学前の親(23人)に聞いた

『こどもを見てもらう現状』については、「日常的に祖父母などに」が43%、「緊急時に祖父母などに」が52%で、あわせて95%の人が、親族に見てもらっている。

「身近にいない」は、4%(1人)だった。

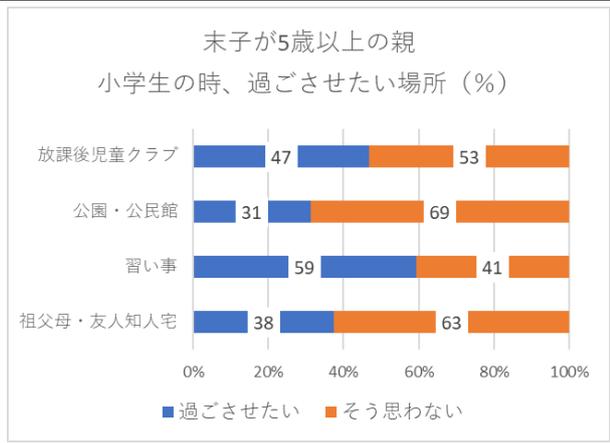
就学前の親
教育・保育事業を選ぶ理由 (%) ※3つまで



就学前の親(23人)に聞いた

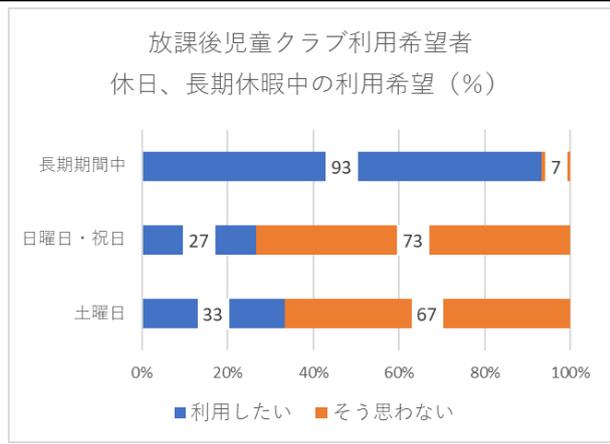
『教育・保育施設を選ぶ理由』は、「自宅との近さ」が87%、「職場からの近さ」と「施設との人間関係」が共に26%だった。

※上位3つまで回答



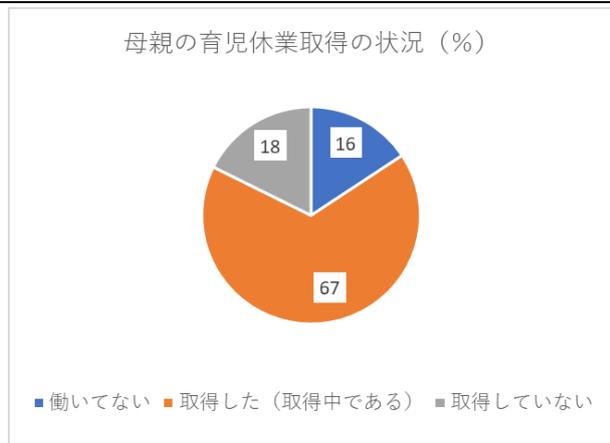
末子が5歳以上の親(32人)に聞いた

『小学生の時に、放課後を過ごさせたい場所』は、「習い事」が59%、「放課後児童クラブ」が47%が多かった。



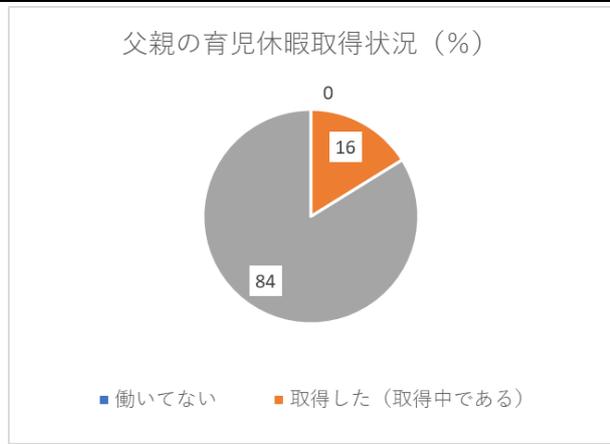
放課後児童クラブ利用希望者(25人)に聞いた

放課後児童クラブの利用を希望する人のうち、『土・日・祝日や長期休暇中の利用希望』は、「長期休暇中」が93%、「土曜日」が33%、「日曜日・祝日」が27%だった。



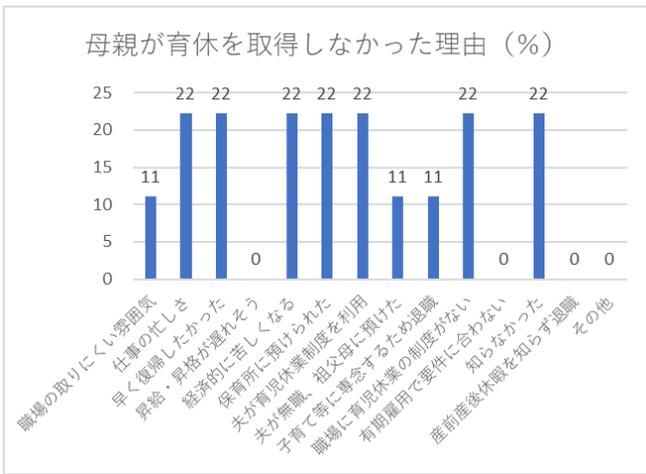
母親全員(34人)に聞いた

『母親の育児休業取得の状況』は、「取得した」が67%、「取得していない」が18%だった。



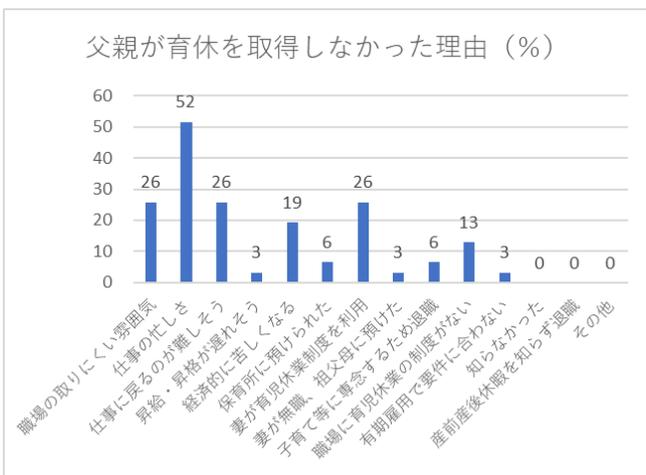
父親全員(31人)に聞いた

『父親の育児休業取得の状況』は、「取得した」が16%、「取得していない」が84%だった。



母親で育児休業をとらなかった人(9人)に聞いた

『母親が育児休業を取得しなかった理由』は、「仕事の事情、経済的な理由、夫の育児休業取得、勤務形態により制度がなかった」など、多様だった。



父親で育児休業をとらなかった人(26人)に聞いた

『父親が育児休業を取得しなかった理由』は、「職場や仕事の事情」によることが多かった。

3 三朝町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、三朝町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

2 子育て会議は、前項に定めるもののほか、三朝町の子ども・子育て支援施策に関し必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4) 関係行政機関の職員

(5) 前各号に掲げる者のほか町長が特に必要と認めるもの

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、町長が招集する。

3 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第6条 子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長に事故のあるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する委員が、その職務を代理する。

5 前条第4項の規定は、部会の議事について準用する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関して必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 略

4 子ども・子育て会議委員名簿、会議の開催状況

三朝町子ども・子育て会議条例に基づき会議を開催し、計画について多角的な視点で意見をいただきました。

子ども・子育て会議委員（13人）

所 属	氏 名	備 考
みさきこども園保護者会	岡本 恵美子	1号委員（子どもの保護者）
賀茂保育園保護者会	内田 徹	1号委員（子どもの保護者）
みさきこども園	福田 功枝	2号委員（事業に従事する者）
賀茂保育園	吉田 美奈	2号委員（事業に従事する者）
三朝町地域子育て支援センター	畠中 浩子	2号委員（事業に従事する者）
三朝町ファミリー・サポート・センター	太田 秀子	2号委員（事業に従事する者）
三朝東学童クラブ	深田 美鈴	2号委員（事業に従事する者）
三朝西学童クラブ	岩佐 正巳	2号委員（事業に従事する者）
三朝町民生児童委員協議会	松原 万里子	3号委員（学識経験者）
三朝町社会教育委員会	長安 晴美	3号委員（学識経験者）
三朝町教育委員会事務局教育総務課	角田 正紀	4号委員（行政関係の職員）
三朝町企画健康課	安田 真紀子	4号委員（行政関係の職員）
鳥取県教育委員会中部教育局	速水 敬子	アドバイザー

会議等の開催状況

開催日	会議名称	参加者 (人)	内容
令和6年 3月18日 ～3月31日	第3期三朝町子ども・子育て支援事業計画のためのアンケート調査	—	・詳細はP54～57
7月29日	第1回三朝町子ども・子育て会議	11	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期子ども・子育て支援事業計画の評価 ・こども計画、第3期子ども・子育て支援計画策定に向けて ・意見交換「三朝町の子ども支援をさらに充実させるために」
11月1日	第2回三朝町子ども・子育て会議	7	・計画の骨子（案）について
令和7年 1月7日	第3回三朝町子ども・子育て会議	11	・計画（案）の具体的内容について
1月23日 ～2月4日	第4回三朝町子ども・子育て会議（書面開催）	13	・計画（案）の修正等
2月5日 ～2月18日	パブリックコメント	—	

5 参考文献

こども家庭庁ホームページ

■政策 | こども家庭庁 <https://www.cfa.go.jp/policies>

1. こどもの視点に立った司令塔機能の発揮、こども基本法の着実な施行

こども大綱の推進

こども基本法

こどもの意見聴取と政策への反映

都道府県こども計画・市町村こども計画

2. こどもが健やかで安全・安心に成長できる環境の提供

3. 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服

母子保健・不妊症・不育症など

■その他

・ 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）

https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo_sodachi/

・ こどもの居場所づくり <https://www.cfa.go.jp/policies/ibasho>

・ 第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方

（改訂版 ver. 2）

厚生労働省ホームページ

■地域共生社会のポータルサイト | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)

<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/#tiikikyosei>

・ 地域共生社会の実現に向けた 重層的支援体制整備事業の実施について

鳥取県ホームページ、資料

■とりネット/鳥取県公式サイト シン・子育て王国とっとり計画

<https://www.pref.tottori.lg.jp/317123.htm>

■令和6年度子どもの学びの環境等生活困窮者対策研修会資料（講師：放課後NPOアフタースクール代表理事） <https://npoafterschool.org/>

町資料

■第 11 次三朝町総合計画

■三朝町健康づくり計画

■第 3 期三朝町障がい児福祉計画

■関係団体の資料（みささ青空体験塾令和 4 年度活動記録、地域協議会だより）



三朝町こども計画、第3期三朝町子ども・子育て支援事業計画

発行 三朝町町民課

〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大瀬 999 番地 2

TEL:0858-43-3505 FAX:0858-43-0647



三朝町ホームページ

<http://www.town.misasa.tottori.jp/>



あったかみささでこそだて

<http://www.kosodate-misasa.jp/>